

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 6 日)
(第 29 号)

第 29 号
12 月 6 日

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 29 号

○平成29年12月6日（水曜日）

議事日程（第29号）

平成29年12月6日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
第2 請願取り下げの件

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
日程第2 請願取り下げの件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助

10	番	田	中	智	也
11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
15	番	吉	川		新
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
20	番	大久保		孝	栄
21	番	東			豊
22	番	山	内	道	明
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	北	川	裕	之
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	館		直	人
37	番	日	沖	正	信

38	番	前 田	剛 志
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	梶 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	川 北	裕 美
書 記 (議事課主幹)	黒 川	恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩

防災対策部長	福井 敏人
戦略企画部長	西城 昭二
総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	福永 和伸
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	城本 暁
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員長	川端 郁子
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	戸神 範雄

人事委員会事務局長

山 口 武 美

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

午前10時0分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。49番 西場信行議員。

〔49番 西場信行議員登壇・拍手〕

○49番（西場信行） 舟橋議長、おはようございます。鈴木英敬知事、おはようございます。皆さん、おはようございます。西場信行でございます。ただいまから県政につきまして一般質問をいたします。

大杉谷地域の観光振興対策であります。大杉谷は日本三大峡谷の一つでありまして、そして昨年平成28年3月には大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークに拡張登録されました。そして、エコパークの核心地域になっています。

大杉谷登山道は多くの登山客に好まれにぎわっておりましたが、平成16年に、宮川豪雨災害で被災をいたしまして、それから復旧工事が続いておりました。平成26年、10年後にようやく再開になったところでございます。そして、その後、登山客が増えまして、昨年度は登山者数6800人を超えてきております。にぎわいを取り戻しています。

大台町におきましては、このエコパークと登山道を活用した地域活性化、観光振興の取組を強化されております。この大杉谷地域に関する観光の動き、主なところを紹介いたしますと、一つは地域DMO V e r d e大台ツーリズムが活発に活動を展開して、水上スポーツ、SUPなど若者の関心を集める企画、事業も展開されております。

また、NPO法人大杉谷自然学校では、子どもたちや親の心をつかんで、自然体験、環境学習、川遊び、森林浴など様々な活動を活発に展開されています。

そしてまた、60年ほど前に宮川ダムが建設されたとき、宮川総合開発のときに、大杉集落がダム湖に水没したわけではありますが、その関係者が旧大杉村再生協議会を結成しまして、ふるさと大杉に人のにぎわいを取り戻そうと活動を展開しております、自前で観光船を購入して望郷丸と称してその運行を再開しておるといふ動きがあります。

県におきましても、農林水産部が登山道の復旧に努めてもらいましたし、また来年度の経営方針の中には三重のまると自然体験や、他県に先駆けたエコツーリズムの展開というものを重点的に記されておまして、そういうところにも沿った形かなと思えますが、農山漁村づくり課のほうで大杉地域で多くの県の取組も進んでおると、こういうように聞いております。

県土整備部におきましては、その宮川ダム建設に伴いまして大杉谷特別対策要綱という県との約束事項があったわけではありますが、まだ未整備になっております道路整備について、少し遅まきながらではありますけれども、取組が加速をしてきていただいております、懸案の県道大台ヶ原線の桧原一久豆間、池ノ上の道路整備がようやく着工の運びになっておると。国道422号の池坂峠は今度のまだまだ大きな課題ではありますが、これもよろしくお願ひしたいと。

そして、道路で言えば、一つ大きなうれしいニュースが飛び込んできたのは一昨日、12月4日でございますが、午後2時に県道大杉谷海山線が開通したと、こういうことで平成16年災害からずっと工事が繰り返し続いてきたわ

けでございますが、これで実に13年ぶりになりますか、この旧海山町の国道42号から大杉谷宮川湖まで車で水呑峠を越えて三、四十分で往来できると、こういうことになったものでございまして、これは大変なうれしいニュースであると思います。長らく見ておりません水呑峠からの展望も楽しみにしておりますが、この両地域がこの道路でもって交流をし、そして願わくばこの熊野灘の海と、それから大杉谷の山岳が交流する海と山の観光、新しい広域観光ルート、こういうものも今後開発につながっていくのではないかと、こんな期待を持ちます。

こういう流れ、動きの中で、私は県の大杉谷地域における観光振興というものに力を入れていただきたい、このことをお願いして県の取組、考え方を聞きしたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 大杉谷地域の観光振興に今後どのように取り組むのかについてお答えさせていただきます。

議員から御紹介のありましたとおり、大杉谷は富山県の黒部峡谷、新潟県の清津峡と並ぶ日本三大峡谷の一つであり、手つかずの原生林と豊富な雨量がもたらす滝の数々で多くの登山者を魅了する地域です。

私も先日、大台町を訪問し、旧大杉村再生協議会が運航する宮川ダム湖の観光遊覧船望郷丸に乗船し、美しい自然を体感してきたところでございます。

また、V e r d e大台ツーリズムや大杉谷自然学校を訪れ、大杉谷のすばらしい自然や、それを生かした営みを次世代に引き継ごうとする思いをお聞かせいただき、こうした取組をうまく連携し、情報発信していくことが地域の活性化につながるのではないかと改めて感じたところです。

県におきましては、日本版DMOによる観光地域づくりに地域と連携して取り組んでいます。日本版DMO候補法人に登録されているV e r d e大台ツーリズムにおいては、サーフボードを使った水上アクティビティ、SUPや登山などのアウトドアプログラムの販売額が対前年比25%増となるなど、DMOを核とした新たな地域づくりが順調に動き出したものと考えています。

また、近年は旅行形態が団体から個人にシフトし、旅行先の情報収集から予約までを全てインターネットで行うという旅行者が増加しています。このため、ホームページ観光三重において、アウトドアのまち、大台町の特設ページを設け、地域の魅力をわかりやすく発信したり、アウトドアプログラムの予約が促進されるような取組を始めたところです。

このほか、県が主催しますインバウンド人材育成研修会や、地域の観光関連事業者と大都市圏の旅行会社及びメディアをつなぐマッチング商談会、みえ旅取材相談会にも大台町の地域の方々に御参加いただいております。こうした取組を通じて、地域の旅行商品や受け入れ体制を外国人向けにブラッシュアップしたり、大都市への情報発信を行ってまいります。

こうした観光誘客の取組が地域全体の取組となるよう、町、商工会、大杉谷登山センターなどが参画するV e r d e大台ツーリズムを引き続き支援していきます。さらに、旧大杉村再生協議会や大杉谷自然学校のほか、県内各地域で観光地域づくりを進める団体など、より広い関係者との連携強化も支援していきます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 観光局長が直接早速に大杉宮川ダム湖に足を運んでいただいた、その積極性を評価したいと思います。今後、町と一体になって、この観光の取組を県としてぜひ重点化していただきたい。重ねてお願いを申し上げます。

もう一つ、知事に少し所見としてお伺いしたいことがあります。

さきに紹介した旧大杉村再生協議会の皆さんは、ふるさと再生にかける思いというのは極めて深く強いものがあります。御存じだと思いますが、昭和26年に国土総合開発法に基づいて大杉谷地域は特定地域に指定されまして、総合開発事業、宮川ダム建設が進められました。その法が定める事業目的というのは、治水と発電とかんがい用水のほかに、観光目的というものがありました。

しかし、観光目的は未達成のまま放置されている、その現状を強く憂いて

おられます。そして、その対策を訴えておられます。

その思いを胸にして、今、自らの力でふるさと再生に向かって、この地域振興、観光活動を展開されておる、こういうことでございます。この協議会の皆さん、年齢も相当高い御高齢の皆さんであります、この懸命の努力、活動に対して知事の所見をお伺いいたします。

○知事（鈴木英敬） 旧大杉村再生協議会の皆さんは、まさに宮川ダム建設により生まれ育った家を湖底に失ってしまった。そういう中であって、ふるさとへの思いを募らせ、何とかふるさとを再生したいという熱い思いを持っていただいて活動していただいているというように思っておりまして、心から敬意を表する次第であります。

また、10月10日には、西場議員の御紹介で県庁にお越しをいただき、その熱い思い、そしてその中で先ほど西場議員も触れていただきましたけれども、御高齢になってこられたので最後のチャンスなんだと、何とか今、再生したいんだというようなこと、強い思いをお伺いして私も心打たれたところであります。

あわせて、私どもも余り存じ上げませんでしたけれども、西場議員やその中におられた浅井さんから教えていただいた松浦武四郎さんが晩年、浅井家を頻繁に訪れ、非常に魅力のあった地域であったというようなこの三重県内の歴史と歴史をつなぐようなお話を教えていただいたことも、大変有意義でありました。

いずれにしましても、そういう皆さんの思いにどう応えていくか、そして先ほど議員が御質問いただいたような大杉谷の観光振興についてどういうことができるか、大台町ともしっかり連携をし、意見交換しながらやっていきたいと思えます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） ありがとうございます。知事から温かい、前向きなお言葉をいただいたと感謝申し上げます。

そういう中で、改めて県の観光局をはじめ関係部局で、この大杉谷振興に

についての御協力を、推進をよろしく願いいたします。

続きまして、スポーツの振興対策に入ります。

平成30年度の本庁部局の組織見直し案が発表されました。地域連携部スポーツ推進局におきましては、2022年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて本格的に準備を進めるための組織体制の強化のために、局の名称を国体・全国障害者スポーツ大会局（仮称）に変更するとともに、局内に担当次長を設置するとのことであります。

そこで、ここで改めて三重とこわか国体・三重とこわか大会に対する県当局の決意というものを伺いたい。昨日、一昨日でしたか、三重県体育協会の70周年式典があったときに知事が挨拶で、インターハイ、全国中学校体育大会、そしてこの国体と向かう中で、次の三重県の大きな節目、ビックチャンスになると、こういう言葉もありました。それだけにこれからの県政の重要な課題になってきようかなと思いますので、たびたびのことになるかもわかりませんが、改めてこの場所でその決意を伺っておきたいと思います。

時間の関係で、このスポーツ振興対策、一括して質問させてもらいたいと思います。

次に、サッカー競技について伺っておきたいと思います。私とサッカーとのかかわりというのは極めて少ない、経験も乏しいんですが、最近、非常に関心を持ってまいりました。

その一つは、小学生の子どもたちにアンケート調査をしますと、小学校1年生4000人の方に将来の夢、あるいはつきたい職業、やってみたい仕事を聞いたら、男子の断然トップはスポーツ選手であったと、そして、ちなみに女子はケーキ屋さん、パティシエであったと、こういうことであります。

男子のスポーツ選手の中で、このサッカー選手というのが断トツに多いと。2位の野球選手を大きく離しておるということでございまして、我々、王、長嶋の時代の者としては非常に隔世の感といいますか、今、こういう状況にあるんだということを、改めてこのサッカーの状況を聞かせてもらいました。

そういう中で、Jリーグ入りを目指す、県下で北勢のほうからヴィアティ

ン三重、鈴鹿アンリミテッドFC、FC伊勢志摩などの3チームが今しのぎを削って、それぞれ戦力アップしてJリーグを目指しておられるという現状だそうであります。

国体における近年の成績というのは大変厳しいわけではありますが、女子のほうでは、第70回の和歌山大会で優勝というような快挙も果たしていただいております、こういう状況です。

現在、国体成年男子サッカーの監督を務める中田一三氏が、今年になって伊勢新聞の日曜版コラムに連載で「今、三重県のサッカーがおもしろい」という記事を掲載されました。興味深く読ませていただきまして、サッカーに興味を持つ貴重な情報となりました。

そういう中で、Jリーグチームを誕生させる、あるいは誕生したときにもたらす多面的な効果という記事が印象深くありまして、これは非常に重要なことだと思っております。簡単に申し上げますと、その一つは、プロ選手の真剣なスポーツに向かう姿勢を目の当たりにして、子どもたちの心に感動を呼び、その健全育成につながっていくのではないかと、こういうようなことは今の子どもたちのアンケートも含めて非常に関心を持ちます。そして、二つ目は地域にもたらす経済効果でありまして、このJリーグになった場合の動員の集客効果というのは、非常に大きなものがあるということでありまして、観光、おみやげなどいろんなことが波及効果として出てくるのではないかと。何よりもサッカーと地域が一体となって応援をして、そして知らない者同士が肩を組み合っ、抱き合っ、喜んだり、悔しがったりというような、そういう地域の一体感、こういうものが、こういうスポーツ観戦を通じて生まれてくるということになれば、まさににぎわいづくり、地域の活性化につながってくるだろうと。

そんな中で最もサッカーの効果というのは大きいかなと、こう思っております、これをバックアップしていく県の取組をお願いしたいと、こういうように思っております。

もう一つは、最近の新聞記事に県内におけるサッカースタジアムの整備と

という記事が載っております、三重県サッカー協会を中心に、この整備構想を打ち立てて推進会議をつくってスタジアム建設を目指していくという動きがあるように聞きます。サッカーを通じた地域活性化、それをサッカーで実現したいんだと、三重県サッカー協会長は申されておるようであります、大変頼もしいわけであります。

議員の立場からこのあたりに非常に興味を持つわけではありますが、そこで県当局にお願いし、伺いたいのは、県内初のJリーグ入りを目指す三重県のサッカースポーツの実力の底上げ、クラブの強化、こういうものをどうしていくのか、そして本拠地となるJリーグ規格のサッカースタジアムの建設につきまして、県としていかに取り組んでいくのか、これを伺いたいと思います。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） それでは、2点につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

まず、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けての決意ということでございます。

国民体育大会は、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与する国内最大の国民スポーツの祭典でございます。国内トップレベルの競技に間近で触れることのできる貴重な機会となります。

また、全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的としております。

平成30年、来年は公益財団法人日本体育協会から正式な開催決定を得られる年となります。こうしたことから準備をより一層加速化させてまいりたいと考えております。

三重とこわか国体・三重とこわか大会を通じて、県民の皆さんが、する、みる、支えるといった様々なかかわりを持つ中で一体感が得られるよう、両大会がもたらす様々な効果を十二分に引き出し、スポーツを通じた人づくり、

地域づくりが未来に続きますよう、会場地となる全ての市町、関係する多くの団体の皆様方と連携を強めて取組を加速させてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、Ｊリーグの関係でございますが、先ほど議員から御紹介いただきましたように、本県には３チームがＪリーグ入りを目指して現在活動しております。ヴィアティン三重が今シーズンからＪＦＬに参戦をしているということで、本県からのＪリーグクラブ誕生も夢ではなくなってきたのかなど、このように思っておるところでございます。

県といたしましても、Ｊリーグへ参戦できるようなクラブづくりについて、県内のクラブ関係者との聞き取りや他県の状況を調査するなど検討を重ねてきたところでございます。

こうした中、三重県サッカー協会からの協力依頼もございまして、本年９月に、本県にＪリーグクラブを誕生させるための方策について検討する準備会議が発足し、県としても積極的に参画をしているところでございます。

この会議には、県や三重県サッカー協会、Ｊリーグ関係者をはじめ、これまで全国各地でＪリーグクラブ立ち上げにかかわってきた方々が委員となっております。

これまで３回の会議が開催されておりますけれども、Ｊリーグクラブ誕生に向け、大きな課題となるスタジアムの建設やクラブの強化、県民の意識醸成などについて議論を続けておるところでございます。

例えば、クラブの強化や県民の意識醸成の具体的な検討については、今後のこととなりますが、現在は、スタジアム建設に向け、他県の事例を研究しながら、本県の人口や企業の数、交通の便など現状を把握し、どれぐらいの規模のスタジアムをどこに建設するのが最善なのかといった議論をしているところでございます。

あわせて、県といたしましても、会議の場のみならず、クラブ関係者や会議に参画する方々とＪリーグクラブ誕生に向け、積極的に情報交換を行っているところでございます。

いずれにしても、地域の多くの方から親しまれ、応援してもらうためには強いクラブづくりが必要となってまいりますので、こうしたことについても今後検討していきたいと、このように考えております。

Jリーグクラブ誕生は、県民の一体感の醸成や地域の活性化に効果があることから、県としましても、関係者の皆さんと連携を図りながらJリーグクラブ誕生に向け、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 回答、ありがとうございました。

当初、通告のときにボートも一緒に質問するわと、こういうように言っとったんですが、ちょっとうっかりと分けてしまいまして申しわけない。早速、ボートにつきまして質問をさせてもらいたいと思います。

ボート競技の競技力強化でございますが、えひめ国体は残念ながら得点圏内に入ることができなかった、一歩手前ということで残念な結果に終わったんですが、ただ近年、三重県勢が4種目に出場したというのは恐らく初めてではないかということで、いろいろ関係者の取組の努力、成果があらわれてきておると、こういうものを感じております。

それから、大きなうれしいニュースがこの10月に入ったのは、岐阜県で行われました全国中学新人競漕大会におきまして、大台町の宮川ボートクラブの中学生の皆さんがクォドプルという4人漕ぎ舵手つきの種目で優勝を果たすと。全国優勝。これは大台町のみならず、ボート関係者に本当にうれしいことが起こりまして、これからのボート振興の大きなはずみになってきておるところでございまして、これを励みにしてこれからの振興をさらに進めていかねばならんと、こういうように思っております。この国体を抱えまして、さきの国体で漕艇競技場になった大台町を中心に競技の振興が続いてるわけですが、国体の競技開催は地元町のみならず周辺地域も含めた地域の活性化につながると、こういうことでありまして、ぜひ力を入れていきたいと、こういうように思っています。

しかし、いろんな課題がありまして、今後、競技力向上に向けて有力選手を獲得する、育成する、艇やオール等の用具整備をしていく、こういった環境整備も大きな課題になっています。

このあたりの取組につきまして、県の方針を伺いたいと思っておりますし、また漕艇場の施設整備も今後国体までの大きな課題でございまして、艇庫の改修、駐車場、観覧席の整備、水路、コースの設営保全など、様々な準備が必要です。地元大台町でも努力をしておりますが、町だけでは困難なところもありますので、県のバックアップが必要であると、こういうふうに思いますので、とこわか国体にかかる施設整備等について今後の取組方針を伺います。

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） まず、ボート競技の競技力の向上についてでございますが、先ほども議員から御紹介いただきましたように、宮川ボートクラブが全国大会優勝といったように少年選手の強化も進んでおりますし、また、成年選手につきましては、就職支援により来年4月から本県に就職することが内定しておる選手もおるといことでございます。

今後ともトップアスリートへのスカウティングを一層進めて、大学運動部との連携の緊密化を図ることで、競技団体とともに成年選手の確保に取り組んでまいります。

今後、競技力向上対策を進める中で、選手の活動がより活発になることが想定されます。ボート競技におきましては艇の不足が課題となってまいりますので、今後必要となる艇の整備につきましては、計画的、効果的に進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、2点目の国体を開催するための施設整備でございますが、三重とこわか国体の競技施設の整備につきましては、平成27年度に会場地市町が行う施設整備に対する補助として、市町競技施設整備費補助金制度を創設したところでございます。

現在、県の国体準備委員会では、ボート競技会場の太台町や競技団体等と連携をして準備を進めておりますが、太台町では、平成28年度には艇置き場

や選手の控室、観客席やおもてなしエリアなどを明確化するための陸上部分の大まかなレイアウトを行ったところでございます。

今後、大台町では、競技コースの整備に向け、水上部分についても検討を始めるということでございます。引き続き、県といたしましても制度の趣旨に沿った必要な支援を行い、円滑な準備が図られるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） ありがとうございます。今後のボート競技振興、そして施設の整備につきましても、県のバックアップ、よろしく願いをいたします。

続きまして、農林業の振興対策に入りたいと思います。

まず、県産材の供給体制でございますが、来年4月にいよいよ大型合板工場株式会社日新が多気町にて操業が開始されるということになりました。端的な質問をさせていただきますが、この合板工場立地に伴う県内の林業関係への変化と効果について伺いたいと思います。

そして、またバイオマス発電の関係ですが、今、現在県内に3事業所が既に操業しております。現在の間伐材等の供給は7万8000トンぐらいと聞いておりますが、松阪市の三重エネウッド、そして多気町の中部プラント、そして津市のグリーンエナジー、こういうところに対して今後バイオマス事業への間伐材等資材の安定供給、これをどのようにしていくのか、それから最初に申し上げました合板工場へのB材等の供給体制、これをどのようにつくり上げていくのか、ここを伺いたいと思います。

次なる課題として残ってくるのがA材の需要拡大と販路拡大ということではありますが、この点につきましては前回の一般質問の中で、県産材利用推進条例を策定して、ウッドファーストの県づくりを進める中で、このA材対策を進めてほしいということ強く要望いたしました。今回も重ねてそれをお願いしておきたいと思います。

今後、県下の素材生産を増大させていくために、このA材、B材、C材、それぞれを安定供給させていくためには、まずは林地からの伐採と搬出が重要でありまして、それを進めるために皆伐、主伐を促進する必要があります。これらの素材生産の増大に向けた対策として、皆伐後の植栽再造林を一貫作業とする事業に対して公費の支援をお願いしたいと、こういうことを思うんですが、いかがでしょうか。お伺いします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、県産材の利用につきまして、何点か御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきたいと思えます。

まずは、大型の合板工場の関係でございます。こちらにつきましては、先ほども御紹介がありましたが、紀伊半島地域の豊富な森林資源を背景にいたしまして、平成30年4月から紀伊半島で初となる大型合板工場として多気町で操業を開始するというふうな予定となっております。

この工場では、スギ、ヒノキを原料といたしまして合板を年間7万2000立方メートル生産する計画でありまして、約10万立方メートルの原木を消費する予定であり、B材の大量かつ安定的な需要をベースにした素材生産量の増大により、本県林業の振興に大きく寄与するというふうに考えておりまして、また工場での直接的な雇用に加えまして、運送業など関連産業での雇用創出にもつながるということで、中山間地域の活性化に貢献するなどの効果もあるというふうに考えております。

次に、こちらの工場への供給体制ということでございますが、合板工場へ供給いたしますB材の供給につきましては、合板事業者が県内外の10の木材市場や素材生産業者、三重県森林組合連合会と原木安定取引協定を締結しておりまして、必要な原木の約3分の2が県内から供給される見込みというふうになっております。

県では、来年1月を目途に、関係者によります協議会を立ち上げまして、原木の需給情報共有や素材生産、原木流通の課題等の検討を行いまして、原木の安定的な供給が円滑に進むよう調整を図っていききたいというふうな考え

ております。

また、木質バイオマス発電所の関係でございます。こちらにつきましては、C材ということになりますが、主な供給先となります木質バイオマス発電所が松阪市と多気町、津市で稼働しておりまして、県内外から間伐材などの未利用材や森林の開発等で発生する伐採木などを燃料として使用しているというふうな状況です。

供給体制につきましては、平成28年に多気町と津市の発電所が稼働し、県内各地のチップ事業者が発電用チップの生産を開始したことなどによりまして、間伐材など未利用材の供給量は県外を含め平成27年度の約1.6倍に増加いたしました。本年9月末時点での供給量につきましても、昨年の同時期を約6割上回っておりまして、現在のところ、発電所の安定稼働に必要な燃料は確保されているというふうな状況でございます。

しかしながら、近隣県でも木質バイオマス発電所の稼働が予定もされておりますし、また合板工場への原木の安定供給を確実なものとする上でも、素材生産量の増大を図る必要があるというふうに考えております。

このため、国の補助事業等を活用いたしまして、施業の集約化や路網の整備、高性能林業機械の導入など木材生産の低コスト化や、効率化に引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、皆伐など主伐への支援ということでございます。素材生産量の増大には皆伐など主伐を促進する必要がありますが、伐採後は、再造林を的確に推進することが重要と考えておりまして、国補造林事業におきまして、再造林と獣害防護柵等の設置に対して、優先的に予算を配分し支援を進めております。

さらに、再造林費用を低減するため、低密度植栽の普及を進めるとともに、主伐と再造林の一貫作業システムの導入に向けたガイドラインの策定を行うことによりまして、低コスト造林の取組を支援してまいりたいというふうに考えております。

県といたしましては、合板工場の立地やバイオマス発電所の稼働などから

生まれます、大量かつ安定的な需要を本県の林業、木材産業の新たなステージへのターニングポイントとして捉え、様々な施策を総合的に展開しながら、林業の成長産業化につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 岡村農林水産部長、ありがとうございます。

三重県の素材生産は今23万トンかな、立方メートルかな、それぐらいなんですよ。ところが、需要は逆に32万トンあるんです。ですから、これが県外、あるいは海外から入ってくるという状況であります。さらに今、合板工場ができれば、そこは必要な原木量は10万立方メートル要ると、こう言っておるわけであります。

こういう中で、今、三重県の広大な山の中には戦後植えた木が既に十分伐期を迎えて切り出しを待っておると、こういう状況の中で今、どんどん切ってほしい、出してほしい、使ってほしいということなのですが、切るに切れない、出すに出せない、余りにも材価が安いから。

例えば、山元で切り出した人が売る山元価格というのがありますが、昭和50年代後半はスギで1万7000円しておったものが立方メートル2800円、12%に落ちておる。丸太でも2万円が1万円ぐらいになってきておると、こういうことです。ヒノキでは3万5000円しておった山元価格が6000円になっている。こういう全く意欲がそがれるような状況で、100分の2、1万円以上の運搬がかかるんですから、こんな2000円、6000円の中で、切り出して運べということができないんです。

しかし、山には本当に優良な森林資源があります。これを運び出してくるという、そして新しく植栽させるということの効果をもっと真剣に考えなくちゃなりません。

パリ条約でしたか、CO₂削減の約束というのがあります。それに対する森林の責任というのがあります。これをやって、今のこのように成長し切った木ではCO₂は吸いませぬ。新しく植栽して間伐しながらぐんぐん大

きくなる林部に対してCO₂吸収は加速されます。でありますので、木を切る、植える、使う、こういう緑循環を真剣に一生懸命やる。そのためには、皆伐を促進させる、主伐を促進させるということ、そしてA B C Dの区分に応じてバイオマスや合板材や、そして建築材に使いましょうという運動を県を挙げてやっていただきたい。

そのために来年度以降、今、国のほうで森林環境税をどうするかが正念場を迎えております。これはどうしても自公の約束で持ち出した新しい施策をぜひとも早急に実現して、森林酸素のために施行してもらいたいと思っておりますが、そういう中で県として、もちろん国に制度要求も要りますけども、先ほどの主伐に対するいろいろ取組というのは思いとしてはわかりますが、まだ効果としては少ないだろうと、こう思いますので一生懸命やっていただくようお願いをして、この項は終わりたいと思います。

もう一つ、農業部門で農地利用集積につきましてお願いをしたいと思います。

一昨日でしたが、服部議員も触れていただきました。農業もその中で高齢化が進んで、そして取り巻く環境が厳しい中で、この農地集積を、あるいは集約化をどうするかというのは大きな課題になってきています。現在、国が進めますのが農地中間管理機構であります。これを核にして県、市町、ネットワーク機構、農業委員会、J A、こういうものがそれぞれ、あるいは連携して取組が始まっています。

この農地中間管理事業は、平成26年から各県に一つずつ設置されました。三重県は、この農地中間管理事業を農林漁業後継者育成業務を担っていた公益財団法人三重県農林水産支援センターに委ねました。三重県農林水産支援センターの仕事は現在、この農地中間管理業務のウエイトはかなり高くなってきているのかなど、こういうように思います。

一方、農業委員会におきましては、昨年の4月に改正農業委員会法が施行されまして、農地利用集積の推進が重点業務に位置づけられまして、そしてそこに新しい組織ができた。農地利用最適化推進委員というものが組織化さ

れまして、今、各農業委員会にて組織をつくっております。

県下でももう20市町でできてきた。来年に向かって全市町に広がるだろうと、こういうように思っております。本県において、この農地利用集積が、この農地利用最適化推進委員を中核にして各地で展開されていくことになるんだろう、こういうように思ひまして、農業委員会、そして農業会議の役割も大きくなってくると考えます。

この農地集積の進め方ではありますが、農地中間管理事業を担う三重県農林水産支援センターは、この農地の利用調整、相談を進める各農業委員会、農業会議と連携に努めていかねばなりません、現状はまだまだそこまで体制が十分できているとは言えないように思います。今後、これが大きな課題ではあります。

ただ、これを進める上において県の役割というのがあると思います。農地集積事業の全体をコーディネートしていくというのは、これは農地中間管理機構というより県の責任が重要でありますので、三重県農林水産支援センターへの対応支援ももちろんであります、今後、特に農業委員会やネットワーク機構への支援、連携を強化していただきたいと、こういう思いでまず県の対応を伺いたいと思いますが、もう一つ、三重県農林水産支援センターの組織についても触れたいと思います。

先ほど申し上げましたように、三重県農林水産支援センター設立以来、後継者育成の業務を中心に運営をされてきましたが、この農地中間管理業務が入りまして、農地集積の仕事の割合というのは、格段に増えてきたと思われまます。この際、その仕事と責任が高まる農業部門の活動を充実させて、あわせて組織改革も含めて農業に特化して、専門化したセンター組織に改編していくようにしてはどうかと、こういう検討を提案して伺うものであります。

あわせて表裏の話ともなりますけれども、現在、鈴木知事の公約であります本県林業学校、すなわちみえ森林・林業アカデミーの設立が本格化をいたしまして、平成31年4月開校の準備が進められておると、こういうことであります。このみえ森林・林業アカデミーの目指す事業というのは、現在、三

重県農林水産支援センターで進められております林業関係事業とかなり重複した内容になってくると、このように思われます。

そこでこの際、三重県農林水産支援センターの林業部門を分離して林業サイドで一元化し、みえ森林・林業アカデミーと一体的に取り組んでいくべきではないかと考えますが、こういった点につきまして県の考え方をお伺いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、農林業振興対策、農地利用集積に関して2点御質問いただきましたので、順次、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、農業委員会、農業会議への県の支援についてということでございます。

県では、農業の生産性を高め競争力を強化していくため、平成25年度に10年後の目標として掲げました農地集積率70%の達成に向けまして、これまでの農地法などに基づく農地集積に加えまして、平成26年度からは農地中間管理事業の推進に取り組んでいるというところでございます。

こうした中、農業委員会につきましては、平成28年4月の関係法令の改正によりまして、担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化に向けた取組が新たに必須業務として位置づけられるとともに、これまでの農業委員会に加えまして、集落等における話し合いへの参画や相談活動などに取り組み、農地集積を推進いたします農地利用最適化推進委員を設置することとされたというところでございます。

この農地集積の目標達成に向けましては、農地中間管理事業の活用を拡大することが重要というふうと考えておりまして、農地利用最適化推進委員による集落等における農地集積に向けた活動を進めていく必要があるというふうと考えております。

このため、農地利用最適化推進委員に対しましては、県といたしましても

担当地域で円滑に活動が行われるよう、農地中間管理機構、また市町、農業委員会、JA等で構成いたします農地中間管理事業推進チームを県農林事務所に設置いたしまして、県農業会議とも連携しながら、例えば農地集積に対する集落等での理解促進に向けた研修会や座談会の開催、また集落単位での人・農地プランの策定を通じた、農地の受け手となる担い手の明確化と地域内での合意形成、また農地の出し手と受け手とのマッチングの促進、農地中間管理事業の活用に向けたアドバイスや情報提供などのサポートを行っているというところでございます。

また、農地中間管理機構及び県農業会議と連携しながら、農地利用最適化推進委員や農業委員を対象といたしました研修会を地域ブロック別に開催しておりまして、農地利用最適化推進委員の皆さんには、農地集積を図るための制度内容や地域における話し合いの進め方などについて理解を深めていただいているというところでございます。

さらに、集落の概況や各種施策の活用状況を記録いたしました集落カルテを作成いたしまして、農業委員会を通じて配付することによりまして、農地利用最適化推進委員が担当地域において円滑に活用できるよう支援していきたいというふうに考えております。今後も引き続き、県と農地中間管理機構等が連携しながら、農業委員会及び農業会議による取組をサポートし、農地集積を中心とした農地利用の最適化にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、三重県農林水産支援センターの組織の充実ということでございます。

この三重県農林水産支援センターは、農地の流動化や新規就業者の育成などを行っていた三つの団体が経営の効率化や合理化、またワンストップの支援に取り組むということで、平成13年度に統合をいたしまして設立された法人ということでございます。

この支援センターでは、これまで担い手への農地の売買や貸借のあっせんに加えまして、新規就業者の就業支援等に取り組んで来ておりまして、関係

法令に基づきまして、県が農業においては、青年農業者等育成センターに指定しておりますし、また林業におきましては林業労働力確保支援センターということで指定をさせていただいております。

さらに、平成26年度からは、先ほども御紹介ありましたが、国の農地中間管理事業の実施に当たって、関係法令に基づきまして県による農地中間管理機構の指定を受けまして、農地の中間管理に関する業務を市町などと連携しながら担っているというふうなことでございます。

特に、この農地中間管理の業務のスタートに当たりましては、この業務を支援センターの中核業務ということで位置づけまして、新しい専門の課を設置するとともに、農地集積の知識や経験のある職員を採用いたしまして、農地集積の促進に取り組んでいるというところでございます。

このように支援センターは、農地中間管理に関する業務を中核業務として農地集積の促進に取り組んでおります。また一方で、新規参入者の掘り起こしや定着など、農林漁業者の確保、育成に向けた横断的な役割も担うということもございますので、御提案のありました農業部門の組織の充実につきましては、近年の農林漁業を取り巻く状況なども踏まえながら、今後、組織のあり方や業務の内容、また事業の進め方などを検討していく中で、議論していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 御回答いただきました。今後また内部にていろいろと御検討をして、ぜひともその方向を目指していただきたいと思います。

ちょっと時間の関係で次に入らせてもらいます。国史跡齋宮跡保存活用対策でございます。

この史跡を保存管理していくという基本は、昭和55年に策定した保存管理計画書というものに記載されておまして、その中に発掘調査を促進し、その全容を早急に明らかにすると書かれております。発掘調査は県の責任で行ってもらっているわけでありますが、この県のほうで改めて早急に全容を

解明するという意思について、その確認をしておきたいと、こういうことを思うのが1点であります。

それから、もう一つはお願いをしておりました発掘調査の中長期のこれからの取組方針につきましては、本年の3月に史跡齋宮跡発掘調査基本方針が策定されまして、初期齋宮であります史跡の整備など重点調査地域が設定されました。そして、この平成29年度からその対応を進めていただいとるわけですが、この29年度の実績が極めて少ない、予算づけがさらに減少していくという状況でございます。さきの定例月会議でもそんな紹介をしましたが、かつて3000平方メートルぐらいを毎年、あるいはそれ以上やっておった発掘調査が一桁違う300平方メートルぐらいに最近はなってきております。この100ヘクタールを超える140ヘクタールという、この面積を抱える齋宮跡の全容解明する調査を毎年300平方メートル、数百平方メートルでやっておれば、1000年どころか2000年、3000年というような年数になってしまう、そんなところでもありますので、この計画発掘調査事業を今後、どのように進めるのか、予算の確保も含めて県の対応を伺いたいと思います。

それから、もう一つは史跡齋宮跡発掘調査基本方針に沿って重点地域の調査を進めた結果、その成果をもとに遺跡遺構の復元整備というものがなされて、広く県民にこの歴史を知らしめることが重要であります。

先ほど申し上げました、特に史跡整備の初期齋宮については、大来皇女や井上皇女などの建物跡が発見されつつありまして、非常に齋王制度創立の謎にも迫る古代ロマンの歴史が満ちあふれているゾーン、これを早急に解明して、それに遺構復元をし、整備につなげていくということは大変重要だと思いますし、平安時代の都市計画とも言うべき碁盤状の道路に囲まれた方格地割というものは、まさに平安の都に匹敵する遺構が出ておりまして、この方格地割の区画道路復元も含めて、そういう整備というものが今後出てくるのではないかと。今後の史跡整備について伺いたいのでありますが、その基本になりますのは史跡齋宮跡整備基本構想でございますが、平成8年につくられて以来、今日まで来ております。今後、必要な手直し、見直しも含めて、

さらなる充実をさせて、次なる整備計画の支援づくりをお願いしたいと思いますが、この点について御回答をお願いいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 国史跡斎宮跡の保存活用につきまして、3点大きく質問いただいたと思います。

まず、1点目の全面改良についての考え方でございます。斎宮跡の発掘調査につきましては、昭和45年以降、範囲確認調査や計画的学術調査、あるいは大規模施設整備に伴う調査など、様々な目的に応じた調査を積み重ねてまいったところでございます。

史跡斎宮跡の全容解明には、飛鳥時代末期から南北朝時代初期までの約660年間の各時代の中心的部分を押さえていく必要があると考えております。これまでの調査で奈良時代後期からの約400年間、斎王の宮殿や役所を含む、広大な方格地割といった史跡の主要な部分がこの史跡の中央部から東部に置かれていたこと、あるいは史跡西部に置かれた初期斎宮の中心部分、こういったものの範囲が明らかになったなど、かつては幻の宮と呼ばれた斎宮の実態がかなり解明されてきていると考えております。

それから、2点目の今後の発掘調査の進め方でございます。平成27年度に史跡東部の柳原地区の発掘調査と施設整備に区切りが付きましましたので、県としては、これまでの発掘調査の成果を踏まえた今後の方針として、先ほど言われました発掘調査基本方針を本年3月に策定いたしました。

斎宮の全体像を解明する上で、今後、重点的に調査すべき箇所を3カ所としております。当面はこういったところをきちっとやって、残された未解明の部分为重点的に調査することで全面解明につなげてまいります。

予算につきましても、いろいろ工夫をしながら、これまで委託方式でやっていたのを直営にするなどして、少しでも面積を確保できるようにしてまいります。施設整備につきましては、県としての整備は一定の区切りがついておりますけれども、町のほうで2020年を目標に整備しておりますので、その2020年の段階で既に整備された施設の活用状況であるとか、

あるいは県町の取組の成果、発掘調査の成果をどのように今後波及していくのかということにつきましては、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） まだ議論したいんですが、時間が来ました。これをもちまして終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 11番 藤根正典議員。

〔11番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○11番（藤根正典） 皆さん、改めましておはようございます。熊野市・南牟婁郡選挙区選出、新政みえの藤根正典です。

議長のお許しをいただきましたので、本日2番手として登壇させていただきました。しばらくの間、おつき合いをよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけども、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

最初の質問は、航空レーザ測量データの活用についてという、かなりマニアックな質問をさせていただきます。文系出身の私ですけども、いろいろ仕組みの説明も入れながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

（パネルを示す）まず資料なんですけども、航空レーザ測量は航空機からレーザ光を発射して、地表から反射して戻ってくるパルスの時間差を調べることで、地表の情報を得る測量方法です。レーザ光を1秒間に5万回から10万回発射することで、地表で50センチメートルから60センチメートルほどの間隔で、あるいはそれ以下での計測が可能だということです。航空レーザ測量の装置にはデジタルカメラもついているため、地表の画像も同時に取得しながら測量することができるというふうになっております。IMUとかGNSSとか難しい言葉がありますけども、要はIMUというのは慣性計測装置、飛行機がどこをどういうふうに飛んでいるかというのを自動的に観測する装置ですし、GNSSというのは人工衛星から車のGPSのように位置

をしっかりと把握しながら飛んでいるということで、地表に黄色い線であらわしていますが、レーザ光を照射しながら測量するという形になっております。

(パネルを示す) そのレーザ光なんですけれども、樹木や構造物、あるいは地表面で反射して戻ってきます。樹木や構造物を含めた画像のデータ、レーザを使いますが、こちらが樹木や建物を含めたデータとして左側のような加工が可能です。さらに、樹木や建物を透過して地表面のみの画像に加工することもできます。三次元のデータとして、樹木の高さなどの森林情報などともに、等高線等の地盤の情報も得ることができるということになっております。

この航空レーザ測量なんですけれども、(パネルを示す) ちょっと見にくい図になりますけれども、三重県でどの程度カバーされているのかという資料になります。

国土交通省の中部地方整備局や農林水産省の東海農政局といったところが広く実施しておりますし、県も林業研究所や建設事務所の一部で研究や調査のため利用しているというようなことも伺っております。この地図を見ただけでわかるとは思いますが、三重県のほとんどのエリアが航空レーザ測量によってカバーされているということが言えます。

(パネルを示す) この地図は度会町内の地図になりますが、これはこれまでのGIS、地理情報システムによって作成された地図で、等高線の間隔が10メートルというものになっております。

(パネルを示す) それに対してこちらの地図は、航空レーザ測量データから作成したほぼ同じ場所の地図になります。等高線の間隔はわかりにくいですが、1メートルです。レーザ光により得たデータを加工することで、これまでと比べ物にならない正確な地図を作成することができます。

私は、このデータをもっと活用しない手はないんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、航空レーザ測量の活用について、まず3点、農林水産部長にお伺

いしたいと思えます。

現在、県としてどのような事業に航空レーザ測量を活用しているのか、その状況についてお聞かせください。

そして、航空レーザ測量について、今後どのような活用の可能性があるとお考えかお聞かせください。

また、航空レーザ測量を施策において活用していく上で、課題があるというような認識があればお聞かせいただきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、航空レーザ測量につきまして3点御質問いただきましたので、順次、御答弁申し上げたいと思えます。

まず、県における活用の例ということでござひます。

県では、この測量を、先ほど議員からも紹介がござひましたが、林業研究所におきまして主に試験研究の分野で利用してござひます。具体的には、みえ森と緑の県民税により実施いたしました大台町、津市白山町における災害緩衝林整備の効果検証を行うモニタリング調査ということ、それと平成23年の紀伊半島大水害における紀宝町の土石流被害地での発生流木量の推定、また県内の森林作業道6路線の地盤強度に関する研究などに活用をしてござひるところでござひます。

続きまして、今後の活用の可能性ということでござひます。この航空レーザ測量では、計測により得られました三次元データを解析することで、標高や傾斜などの地盤情報をはじめといたしまして、樹種や樹高、また本数密度等の詳細な森林情報を取得することが可能となるというふうにご覧してござひます。

また、これらをもとに、森林の立体地図や樹木の混みぐあいに関する分布図を作成することで、崩壊する危険性の高い地形や整備が必要な森林などを容易に判別することができるとござひます。

このことから、将来的には、県が実施いたします治山事業や災害に強い森

林づくりのほか、市町や林業事業体における森林整備や路網開設に、航空レーザ測量を活用できる可能性があると考えております。

続きまして、活用を進める上での課題ということでございます。このように、森林情報の把握等に有効な航空レーザ測量ではありますが、詳細な森林情報を得るためには、レーザの照射密度を1平方メートル当たり4点というふうに高めることなど、精密なデータの取得が必要となってまいりまして、測量の実施や解析に多額の費用を要するということが課題であると考えております。

また、作成した森林の立体地図等から、必要な情報を読み取り、適切に事業計画等へ反映できる人材を育成していくことも、今後の課題であると考えております。

これらを踏まえまして、航空レーザ測量の有効活用につきまして検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁いただきましてありがとうございます。

既に林業研究所で試験研究分野で利用しているということで、紀伊半島大水害のときの土石流の被害の流量推定といったところにも活用していただいていたんだということも御紹介をいただきました。可能性としては、地盤情報や森林情報をしっかりと得ることができるということで、そこから崩壊する危険性の高い地形の把握とか、整備が必要な森林の判別、あるいは将来的には森林整備や路網開設にも使っていけるんじゃないか。

ただ、課題としては費用の部分と、それから解析して活用するための人材というようなところのお話を伺いました。

済みません。資料の順番が変わるかもしれません。

（パネルを示す）これなんですけども、ちょっと順番変わりましたか。申しわけないですが、森林整備や路網開設への活用に触れていただいたわけなんですけども、これは等高線地図のデータに斜面の傾斜度に合わせて着色す

る加工を施したものです。将来的に路網開設というお話も伺いましたが、実際には、このような形で緑色の部分は斜面が安定している、あるいは傾斜が緩い場所。色が濃くなるほど、茶色、そして黒っぽく見えるところほど斜面が急で路網開設が難しいといったようなところになっております。

こういった形で実際に利用されているところもございますので、このデータを見たら、黒い線がジグザグにずっと登っているのが解析された路網の状況ということになっておりますが、こういったデータを確保することで、間違いなく現地での調査の回数を減らして、しっかり事前の状況を見ながら現地調査を減らして、効率的に進めることができるということを考えられるんじゃないかなというふうに思います。

それから、今、御答弁いただいた中にもあったんですけども、（パネルを示す）これは航空レーザ測量により作成された奈良県内の山間部の森林基本図なんですけども、等高線の間隔は1メートルで、この下のほうに斜めに走っているのが作業道です。もう一本、標高で言うと下になるんですが、作業道が1本走っているんですが、途中でこれ切れているんですね。2カ所、途中で切れております。

見ていただいてわかると思うんですが、特にこの左側のところは何かというところ、山腹崩壊を起こした跡なんです。山腹崩壊が起こって、この谷に向かって土砂が流れて、この辺が非常に崖になっているという状況がわかって、作業道が断ち切られているというのもわかっていただけではないかなというふうに思います。

このように、航空写真では樹木に邪魔されてわかりにくいといったようなものも、レーザ測量の地図では災害の危険性や、どう対応していくのかといったところも正確に把握できるのではないかなというふうに思っております。

費用のお話もございましたので、林業研究所でもお話を伺ったのですが、確かに専用のアプリケーションが必要で、それを使いこなす技術も要ると。専用のアプリケーションはかなりの高額で、メンテナンス費用も必要だとい

うふうな話も伺いました。

しかし、今はフリーのアプリケーションも数多く出てきているというようなことも聞かせていただきましたので、利用しやすい用途に合わせた活用といったようなところも、以前よりは可能になってきているのではないかなというふうに思っております。

ここまで航空レーザ測量の利活用についてお考えをお聞かせいただきました。

先ほど資料でお見せしましたけど、もう一回いいですか。（パネルを示す）この三重県地図は、ほとんどのデータを持っているのが国土交通省中部地方整備局ということになります。三重県内、志摩半島と伊賀の一部でまだ測量ができていないという状況にはありますけども、ほぼほぼクリアされているということが言えるというふうに思います。

この国土交通省のデータについては、県や市町の地方自治体はもちろん利用するというのを認められておりますし、県内の森林組合の中には、既にデータの活用を申請して、利用を始めたというところもあるというふうにも伺っております。私は県が市町や外部組織や研究者とも協力していただいて、このレーザ測量データの活用をさらに広めていくことが可能ではないかなというふうに思っておりますし、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

市町や民間機関などで利用しやすい環境づくりについて、ぜひ農林水産部も御検討いただけないかなというふうに思っておりますし、農林水産部の今後の展開に航空レーザ測量データの活用をさらに進めていくために、農林水産部が国と県内の自治体や民間機関などとの橋渡しをしていただく、あるいは民間機関や専門知識を持つ技術者と連携を強めていただいて、取組を進めていただくということも可能ではないかなというふうに思いますので、その辺のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、まず国との連携ということでございますが、先ほども御紹介がありましたように、国土交通省の砂防事務所や河

川国道事務所のデータは、国土地理院の測量成果ワンストップサービスというものにおいてユーザー登録をして、使用承認を受けることで利用することが可能となっているというふうな状況にあります。

これらデータの中には、計測から長期間経過しているものや、レーザの照射密度が低いもの、こちらのほうは1平方メートル当たり1点というふうになっておるんですけども、そういったものもあるんですけども、地形を判読することができる森林の立体地図の作成などにおいては、十分に活用が可能なものもあるというふうに考えておりますので、県としてもデータの取得と活用を検討していきたいというふうに考えております。

また、県では、今年度、全国に先駆けましてクラウド型の森林GISを導入したというところでございまして、このクラウドを介しまして市町や、また民間の事業者等との情報共有のほうも進めていきたいというふうに考えております。

さらに、広域的な連携ということで申し上げますが、今年度、奈良県、和歌山県と連携いたしまして、紀伊半島3県の森林情報の研究を始めたというところでありまして、この航空レーザ測量技術の広域での活用につきましても検討していきたいというふうに考えております。

今後は、このように国や市町、民間機関等と連携いたしまして、航空レーザ測量を活用した効率的な森林整備や保全の方法等につきましても検討を進めるとともに、先ほど述べました専門知識を持った人材の育成につきましては、みえ森林・林業アカデミー等においても育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

農林水産関係のデータ活用については、私が思っていた以上に御検討もいただきながら、あるいは近県、紀伊半島3県での林業情報研究といったところでも活用していきたいという御答弁もいただきましたし、とにかく国土地理院にワンストップサービス窓口があって、そこで利用を申請すれば利用で

きるという状況がありますので、ぜひそういったところを活用していただきたいのと、あと人材の育成の部分も民間のほうではかなり技術者も育ってきているというような話も聞きますので、そういったところとも連携しながら進めていただけたらなというふうに思っております。

もう1点、これは質問ではありませんけど、この航空レーザ測量は何も山林のみを測量しているわけではなくて、平地や河川、海岸部も既に測量されております。ですので、国土交通省の中部地方整備局の砂防事務所や河川国道事務所が測量しているということからいっても、河川の治水対策とか海岸の防災対策とか、そういったところへも十分データの活用は考えられるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ県土整備部や防災対策部、あるいはその他の部でも関連して研究していただければなというようなところを思っておりますので、御要望とさせていただきたいというふうに思っております。

県がデータを利用しやすく環境づくりを進めていただくということと、国との調整は必要ですけども、将来的に県がデータを管理できるような仕組みになっていただけたらなというふうなところも思っております。マニアックな質問から始めましたけども、新しい技術の利活用について、さらに御検討を進めていただけたらというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。2番目は介護人材の確保について質問をいたします。

医療、介護等福祉分野の人材不足が叫ばれて久しい状況です。さらに人口減少社会に入り、人手不足は喫緊の課題であるというふうに思います。

(パネルを示す)三重県ですけども、ゼロ歳から64歳人口が2010年には140万人、それが2025年には約120万人、2040年には100万人を切ると、いろいろ人口減対策をしていただいている中でございますけども、こういった想定があると。

そして、それに対して65歳から74歳の人口が20万人台で横ばい、75歳以上の人口は30万人まで増加して、その後はある程度横ばいというような状況が

想定されています。

生産年齢人口が減る中で、介護の必要な世代の人口は減ることはないというふうに思われます。

(パネルを示す) 次のグラフですけれども、平成22年以降、失業率が下降傾向で推移する中、逆に有効求人倍率は上昇しております。中でも介護分野での有効求人倍率の上昇割合が高く、福祉、介護分野での担い手不足が顕著であるというふうに言えます。

私も地元市町の福祉の担当者や福祉、介護事業所の職員の方から話も伺ってきたんですけれども、正規職員、臨時職員を問わず募集をかけても希望者がいない。離職率が高い。人員が確保できても、実情は近隣市町の施設からの転職者で地域における絶対数が増えていない。職員不足により事業を縮小、廃止したり、委託事業の体制がとれない。ボランティアも高齢化し、会員登録数も減少しているなど、高齢者サービス、障がい者サービス等、事業種別に関係なく、人材の確保が非常に厳しく運営が困難な状況というのも生まれているということがわかりました。

10月3日知事から御説明をいただきましたが、平成30年度三重県経営方針(案)において、生産年齢人口の減少等と相まって深刻な人手不足が続いており、県内の産業や医療、介護等の現場に与える影響が懸念されますという厳しい現状認識を書き込んでいただきました。

また、「三重で生きる～安心を提供する医療・介護・福祉の充実」の項目においても、介護職種の人材不足へと取り組む旨、記述いただいております。

また、先日の一般質問でも杉本議員が組織見直しに触れられましたが、来年度、健康福祉部の組織見直しが行われます。全員協議会の中では、健康福祉部を医療保健部(仮称)と子ども・福祉部(仮称)に再編するという提案の中で、介護人材対策の強化にも対応するといった旨の答弁もあったかというふうに記憶しております。

そこで、介護人材の確保にかかわって知事にお伺いいたします。

平成30年度三重県経営方針(案)に、医療、介護人材の確保について書き

込まれた思いと現状認識も含めてお聞かせいただけたらと思います。

続いて、健康福祉部長に3点。介護人材の確保について、これまでの県の取組についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目として、その取組を継続する中で、2025年までに三重県内でどれだけの介護人材が必要で、現状からあとどれだけ必要と想定しているのか、お聞かせください。

その必要数に対応していくため、来年度、介護人材の確保を県としてどのように進めていこうとしているのか、今後の取組の方向性についてお聞かせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 平成30年度の三重県経営方針（案）に介護人材の確保を書き込んだ思いについて御質問いただきました。

急速に高齢化が進み、要介護者、要支援者、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中で、介護が必要な状態となっても住みなれた地域で暮らし続けられるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。

県では、みえ高齢者元気・かがやきプランに基づき、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備や在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進などに取り組んできておりますが、介護現場では、職員の不足感が強い状況となっており、今後、地域包括ケアシステムの構築を進めていく上で、介護人材の確保が大きな課題となっております。

本県では、これまでも地域包括ケアシステムを支える介護人材を確保するため、具体的な目標数値を定め、三重県福祉人材センターを中心に様々な取組を進めてきたところであります。

それらのうち、三重県が取り組んできた地域の元気高齢者を介護助手として育成する取組については、19都道府県に広がりを見せており、国からも注目され、来年度、国においても類似の取組を実施する可能性があるとの話も

あり、県としてもこのタイミングで全国に先駆けてさらなる取組の拡大を図っていきたいと考えています。

また、現在、国では介護職員のさらなる処遇改善や報酬改定の議論が進められているタイミングであり、来年度からそれらが実施されることから、県としてもそれらと相まって処遇改善を含む職場環境の改善について、来年度も力を入れて取り組んでいく必要があると考えております。

このように、みえ高齢者元気・かがやきプランの新たな計画期間がスタートする平成30年度に合わせて、介護人材の確保の取組を一層進めていかなければならない、そういう決意を込めて平成30年度三重県経営方針（案）に明示的に書き込んだところであります。

また、平成30年度は医療、介護を取り巻く社会保障制度が大きく転換するタイミングであり、県民の皆様の安心のため、万全の体制を整備する必要があることから、健康福祉部の再編を検討しています。この中で、喫緊の課題である介護人材の確保については、新たに創設される医療保健部（仮称）において、ほかの介護に係る業務と総合的に推進することを検討しています。

また、そのような体制のもとで、これまでの取組に加えて、介護の現場で働く人たちが安心して働けるよう、職場環境の改善や介護職に対するイメージアップの取組など、新たな取組を行いたいとも考えています。

介護人材の確保については、新規参入の促進、介護職員の処遇改善を含めた職場環境の改善、資質の向上の観点から総合的な対策を進めていくことが重要と考えており、関係団体や事業者とも連携し、何よりも現場に寄り添いながら、より一層の推進を図ってまいります。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） それでは、介護人材の確保につきまして、3点御質問いただきました。順次お答え申し上げます。

まず、これまでの取組ですが、県では、不足が見込まれる介護人材を確保するため、県福祉人材センターにおいて求職者に対する無料職業紹介やマッチング支援を行うとともに、新たな人材を確保、育成するため、中高生を対

象とした介護の魅力発信や若者、シニア世代への職場体験、そして研修の支援に取り組んでおります。

また、資格を持っているにもかかわらず介護職についていない潜在的有資格者への再就職支援や、資格取得を目指す学生への修学資金の貸付も実施しています。

さらに、市町や介護関係団体等が実施します参入促進、資質向上、労働環境の改善などの取組にも支援を行い、人材確保に向けて関係機関一丸となって取り組んでいるところです。

次に、2025年、平成37年を見据えた上での介護人材確保に関する現状認識でございますけれども、厚生労働省が平成27年6月に公表しました介護人材需給推計によりますと、本県では、平成37年には3万6573人の介護人材が必要となりまして、3604人が不足すると推計されています。

少子・高齢化により労働力人口が減少する中、他産業の有効求人倍率も上昇するなど、介護人材確保の厳しい状況が今後も続くものと考えております。

そして、今後の取組でございますけれども、介護分野に多くの人材が参入し、定着していただくためには、きつい、給料が低いと言われる介護の職場環境の改善を進めるとともに、その魅力を強力に発信していくことが必要と考えております。

平成30年度においては、これまでの取組に加えて、新たに職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりや、介護職場におけます介護助手の取組の拡大に向けた支援に取り組むことを検討しております。

現在策定中の次期みえ高齢者元気・かがやきプランの中でも、しっかりと取組方向を定め、市町や介護関係団体、介護事業所等とも、ともに汗をかきながら取組を一層進めてまいります。

以上でございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

〇11番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

知事からも元気な高齢者が現場へ助手的な立場でも入っていただくという
ようなところの取組が全国へ広がりがあるといったようなことでありますと
か、後で触れさせていただきましても、国が処遇改善を進めている中で、
県としてもそれにかかわって、しっかりと取り組んでいきたいというような
お話がございました。

組織の見直しにかかわっても、高齢者だけじゃなくて介護の必要な障がい
者の方とか、そういった方も含めて全ての介護が必要な方への人材の確保と
いったようなところを進めていきたいというようなお話でしたし、健康福祉
部長からはこれまでの取組とともに、3604人がまだあと7年、8年後には必
要、不足分が出てくると、今からその分の確保を進めていかなければなら
ないといったような意味合いだったというふうに思っております。

平成30年度につきましては、事業所の労働環境の改善とか資質向上につい
て、優れた取組をされているところを評価されるような仕組みづくりとい
ったようなお話もありました。国のほうも処遇改善や潜在介護人材の掘り起
し、学生の奨学金、離職防止といったようなところで取り組んでいただい
ております。著しい改善が進んでいるというようなところは、まだまだ難しい
のかなというふうには思いますが、こつこつ進めていただいているという
ふうに理解をしております。

施策122の介護の基盤整備と人材の育成・確保のところでは、気になるのは、
例えば活動指標で介護従事者の確保といったようなところがあって、県の指
標は、先ほど説明にありました、県福祉人材センターにおける相談・支援に
よる介護職場等への就職者数が平成28年度目標680人のところが実績は537人
にとどまっている。かなりの開きがある中で、平成29年度の目標が690人と
いったようなところで、ここらあたりの達成はどうかかなというふうなと
ころも気になっております。今までの取組に何か工夫も要るのかなという
ふうに感じておりますが、健康福祉部長に再度お伺いしたいのは、あと7年、
8年で約1割、3万6573人に対しての3600人ですから、約1割を確保してい
かなければならないということについて、平成30年度だけではないんですけ

ども、これから進める施策等で、この必要数を確保するという部分についてはどのような認識を持っていらっしゃるのか、お聞かせいただけたらと思います。

○健康福祉部長（田中 功） 県では、介護人材の不足をどのように解消していくかということで、先ほども少し御紹介しましたがけれども、新たな介護職場そのものの魅力を、イメージアップを図るような事業であるとか、あとまた福祉コースのあります高等学校とか短期大学、大学との連携を進めていきたいと考えております。

現在も平成25年度から教育機関にも御協力をいただきながら、福祉とか介護の仕事の魅力を伝える、福祉・介護の魅力発信事業というのに取り組んでおりまして、その中で生徒たちに将来の進路として、それから就職先として介護職を希望してもらうため、介護現場で働く方々に来ていただいて、セミナーを開催するとか、実際に福祉系の大学とかそういうところを訪問して、いろんな模擬授業等を受けてもらうとか、そういうこともやっているところでございます。

それから、県では関係機関が連携しまして、例えば県でありますとか、三重労働局でありますとか、ハローワークとか、事業者団体等で構成します介護人材確保対策連携推進協議会というのを三重県福祉人材センターに設置しておりまして、その中には短期大学であるとか専門学校で構成されます三重県介護福祉士養成施設協議会とか県教育委員会も加わっていただいております。その中でいろいろ情報共有も図り、連携した人材確保の対策についての検討を進めておるところでございます。

今後も引き続き協議会等での活動とか新たな事業等も通じて、介護従事者の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） ありがとうございます。

そういったところの施策をしていただきながら、必要数の確保を目指して

いくというところなんだなというふうに思います。

介護福祉士を養成する上で中核的な立場である大学とか専門学校なんです
が、やはり定員割れが続いているというようなことも聞かせていただいております。
11年連続定員が割れていて、昨年度も入学者の割合が募集数の約
46%にとどまっているというようなところもありますし、少子化の影響もある
でしょうが、今、御答弁いただいたように、やっぱり魅力ある職場づくり
というのが大事なかなというふうなところは思わせていただいております。

(パネルを示す) これも以前、どなたかが御使用になられた資料かも知
りませんが、現在の職場を選択した理由ということで、この理由を見ると、
待遇というよりはやはり個人の思いというか、意欲というので介護現場が支
えられているというのがよくわかります。待遇よりは個人の意識、意欲、そ
れで生活の便利さが上位に来ております。

(パネルを示す) もう1点は、逆に離職した方に聞くと、待遇や労働環境、
事業所のマネジメント、人間関係といったようなところが挙ってくるという
ことで、やはりそういったところの魅力ある職場づくりというのも一つ大事
なのかなということと、知事にも御答弁いただきましたけども、やっぱり国
の処遇改善がどれだけ進むのかといったようなところが、大きな鍵を握るの
かなというふうなところも思っております。

一定、処遇改善が進んではきておりますけども、なかなか人材確保と離職
防止のためには、まだまだ必要だということだというふうに思いますし、
実際にその処遇改善加算を受けるためには、事務事業が煩雑であるとか利用
者負担が発生する、対象の制約がある、あるいはキャリアパス要件というよ
うなところをクリアしないといけないといった、事業所側の負担というのも
出てくるというふうにも聞いておりますので、その介護職員の処遇改善事務
について県がサポートしていただいとるというお話ですし、これからもぜひ
していただきたいと思うんですが、そのあたりのお考えをお聞かせいただ
けたらと思います。

○健康福祉部長(田中 功) 介護職員の処遇改善を進めるために、県はどの

ようなサポートをとということでございますけれども、介護職員の確保には、他職種との給与格差を解消するとともに、職責に応じた任用要件と賃金体系を整備するなど、介護職員の処遇改善を進めることが非常に大事なことでありと考えております。

国におきましても介護職員処遇改善加算の創設、そして充実が図られてきているところでございます。

その処遇改善加算の状況についてでございますけれども、県が指定しています事業所では、10月1日現在でございますが、いずれかの区分の加算をとっている事業所の割合は84.7%となっております。

県としましては、介護団体の研修であるとか集団指導の場において、加算を取得するための説明をもちろん行っておりますし、事業所からの個別相談にも応じて、キャリアパスの要件を満たすための仕組みや計画書等の書類作成に対する指導など、きめ細かに支援しているところでございます。

今後も各種研修会の場合やホームページで周知するなど、様々な機会を通じて、加算制度の未活用事業所に対してはその活用をお願いしてまいります。

また、低い加算を取得している事業所に対しましては、より高い加算の取得を促していくことで、介護職員の賃金改善と安定的な処遇改善のための体制整備を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁をいただきました。今までもしっかりとかわっていただいているところだとは思いますが、先ほど知事からは、現場に寄り添いながらというお言葉をいただきましたし、健康福祉部長からもともに汗をかいてというお言葉をいただきましたので、その姿勢を一貫して今後とも事業所で実際に働いてみえる職員の方の汗が報われるような、そういった形で取組をしていただきたいなというふうに思っております。

昨日の新聞には、2019年10月から勤続10年以上のベテランというような条件ですけれども、政府が給与を月額約8万円増やすと、これについては障がい

福祉分野の職員も同様にというようなところのことも載っておりました。これからの話ですので、具体的なところはまだだとは思いますが、ぜひ処遇改善がもっと進むように県としてしっかりと事業所をサポートしていただいて、何が言いたいかという、お金を出してもサービスが受けられないといったような未来だけは来てほしくないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の項へ行かせていただきます。3番目として、獣害対策におけるカワウ被害の現状と対策について質問をいたします。

獣害対策については、サル、ニホンジカ、イノシシ等について本議会でも多く取り上げられてきております。今回はウを取り上げたいというふうに思うんですけど、ウの仲間は日本に4種おりまして、カワウのみが沿岸部から内陸の河川、湖沼まで広い範囲で生活し魚類を捕食しております。

ちなみに、ウ飼いのウはウミウだそうで、カワウではございません。

(パネルを示す) この写真がカワウでございます。カワウの大きな特徴は群れで行動することです。移動や採食、休息、睡眠、そして繁殖も集団で行っておりまして、そのため写真のようなコロニー、集団営巣地やねぐらをつくり生活を行います。

1960年代までは全国的に広く生息していたようにですけども、その後、高度経済成長期に入ると、河川改修や埋め立て、有害化学物質による汚染などといったようなところで生息数が減少して、1978年には三重県を含めて5都県に1カ所ずつのコロニー、3000羽ほどまで減少したというふうなところが、その後、1980年に入ると保護、水質改善、あるいは利用可能な食物資源の増加といったようなところで個体数が増えました。保護した結果、増え過ぎるというような形で現在に至っております。

カワウの生息域の広がりというのは、アユやアマゴ、養殖魚などへの漁業被害、コロニーによる周辺生態系や景観悪化、悪臭、木枯れによる土壌流出などの被害など深刻な状況となってきました。

そこで、平成19年、2007年ですけども、環境省は鳥獣保護法に基づく狩猟

対象とすることを決め、狩猟可能な期間と地域であれば、特別な許可なく捕獲できるようになりました。その後、保護管理の立場から対策が進められてきております。

平成18年には、三重県を含めて近畿と中部の15府県で中部近畿カワウ広域協議会といったものが設置されてきたというふうなことも伺っております。

カワウに注目したわけは、実は熊野市にもコロニーがありますし、実際に熊野川においては和歌山県側にカワウのコロニーがあります。平成20年から保護管理についての検討が始まって、26年にはカワウの駆除が一旦行われたようですが、現在もコロニーがあつて和歌山、三重両県の内水面関係者の放流したアユ等を食害し被害が出ております。

そこで4点お伺いします。カワウの生息状況と被害の現状についてお聞かせいただきたいのと、カワウ対策の取組内容、そして取組の難しさに対する考え方、最後に近府県との連携によるカワウ対策についてお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、カワウ被害の現状と対策についてということで、4点御質問いただきましたので、順次御答弁申し上げます。

まず、生息状況と被害の状況でございます。県では、県内のカワウの生息状況につきまして、カワウの繁殖期であり、個体数の把握に適した毎年3月に、熊野市など17カ所でねぐら・コロニー調査を実施しております。平成28年度の調査では、県内の生息数は約2400羽というふうになっております。

また、被害金額につきましては、主にこれは放流した稚アユ等の被害ということになりますが、平成28年度は約3600万円というふうになっております。

このため、県といたしましては、この調査結果を踏まえまして、県内各地の内水面漁協が取り組む食害防止対策に支援をしております。具体的には、有害鳥獣捕獲許可に基づく散弾銃などを用いた駆除や、また河川でのテグスやロープ張りによる飛来防止などの対策に要した経費の一部を国とともに支

援をしているところでございます。

また、防止対策の効率化、省力化に向けまして、ドローンを活用した追い払いなどの被害防止対策でありますとか、カワウの警戒心が高まらないよう、発射音の小さい空気銃による駆除など、国等が技術開発をいたしました先進事例を内水面漁連の研修会において情報提供しているところでございます。

こうした取組を内水面漁協と連携を図りながら進めました結果、県内におけるカワウの生息数は、平成20年度の約8500羽、これがピークであったわけですが、これから平成28年度は約2400羽と70%以上の減少をいたしました。

また、カワウの食害による被害金額は、平成21年度の約9600万円をピークに、平成28年度は約3600万円ということで、こちらのほうは60%以上の減少というふうになっておりまして、これにつきましては様々な要因も関係しているとは思われますが、これまでの対策によりまして一定の成果も出ているものというふうに考えております。

次に、課題でございます。取組に当たっては、カワウは群れで行動いたしまして、県域を越えて広範囲に移動するというふうな特徴を有しておりますので、稚アユの放流場所における被害防止対策だけでは限界があるのかなというふうに考えておりまして、より効果的な対策を講じるためには、近隣府県との広域的な連携を図ることが重要であるというふうに考えております。

このため、県境に位置する熊野川では、三重県、和歌山県、奈良県の6漁協で構成いたします熊野川漁業協同組合連合協議会において情報共有を図るとともに、花火による追い払い等の対策を実施しております。

また、平成26年度より、全国の内水面漁業者が連携いたしまして、駆除や防除を一斉に実施するという取組も行われておりまして、本年は、4月から5月にかけて、県内8内水面漁協を含む全国353漁協が参加いたしました。

さらに、県では、先ほども御紹介がりましたが、中部近畿カワウ広域協議会におきまして、各府県における個体数調査結果の収集や分析を実施する

など、広域的な連携を図っているというところでございます。

今後関係府県と広域的な連携を図りまして、これらの情報を活用しながら、カワウの保護管理のあり方や被害軽減の方策などを検討するとともに、計画的に対策を進めることにより、内水面域の振興につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[11番 藤根正典議員登壇]

○11番（藤根正典） 御答弁いただきました。これまでの取組でかなりの成果は上がっているという御報告と、それから毎年調査もやっている。散弾銃による駆除やテグスやロープ張りによる飛来防止といったようなところの御説明もありました。広域的な連携も進めているところであるというふうなこともお話がございました。

ほかにも全国的な状況を確認すると、巢の撤去であったりとか、あるいは卵やひなを除去するといったようなところもあるようなんですけども、1点、確認させていただきたいのは、熊野川でも漁協の協議会等で情報共有や追い払い対策を実施してというようなことなんですけど、やはりかなり大きな上の組織なので、うまく関係者の皆さんに、それぞれの漁協とか、あるいはそこに所属する方のところまでは、なかなか情報も届いていないようなところも聞かせていただいておりますし、あるいは漁協と行政が、市町も含めた行政もかかわっていかなあかんのかなというふうに思うんですけども、そういった漁協や行政が情報共有して対策を県境を越えてやっていくというようなところですね。余り広い範囲じゃなくて、一つ二つのコロニーを対象にとったような形ですけども、そういった取組をしていく考えというのは、農林水産部長はどのように考えますか。おありですか。

○農林水産部長（岡村昌和） 熊野地域もそうですし、特に県境と接している地域につきましては、カワウ、広域的に県境を越えて移動したり、コロニーが県外にあったりということもありますので、そういったことも含めて事務所等も中心となりながら、広域的に他県のほうの行政、また漁業者のほうと

も連携を図りながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） ありがとうございます。

なかなかやはり難しいところはあるようです。安易に銃器によって駆除しようとするとう逃げ、コロニーを放棄させることに成功しても、残ったカワウが分散して別の場所にコロニーをつくって被害が拡散するといったようなところもあって難しい。さらには、コロニーが変わってもうまく餌をとる場所には、執拗にその場所にやってくるために、なかなか被害が減らないといったような、難しいというお話も聞きます。

しかし、地道に引き続き現状把握と生息数管理、被害の縮小に取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

空気銃のお話がありましたけども、空気銃は有効的な手段だと私も思っておりますので、ぜひ関係者の方と情報交換して保護管理を進め、被害軽減の方策をする協議の場というのを県境を越えてもっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、最後の質問に移らせていただきます。河川災害を未然に防止する総合的な治水対策ということで、長い題目をつけさせていただきましたが、今年10月22日に襲来しました台風第21号がもたらした豪雨、暴風雨により、甚大な被害を受けました。改めまして、亡くなられたお二人の方の御冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

知事もずっと詰めておられたというふうに思いますけども、私も翌朝になって被害情報の数、深刻さを聞かされるたびに、6年前の紀伊半島大水害というものを思い起こしたのは、間違いのないことです。県当局におかれては、被災市町の支援、伊勢市、玉城町への災害救助法の適用、知事による国への緊急要望、農地災害への激甚災害指定の取組と、早期の補正予算の編成も含めて、迅速な、的確な対応をしていただきましたことには感謝いたしますし、議会としても去る11月30日に災害復旧関係の補正予算を全会一致で可決をさ

せていただいて、この上は一日も早い事業の展開をお願いしたいというふうに思っております。

今回質問ですけれども、総合的な治水対策についてということで挙げさせていただきました。6年前の紀伊半島大水害時も熊野建設事務所管内での大きな被害についても、本当にその後、復旧作業をしっかり取り組んでいただいて、堤防等の河川施設の復旧や河床の土砂撤去を着実に進めていただきました。

しかし、氾濫を起こした河川の周辺にお住みの方にとっては、台風が来るたびに不安を感じているのも事実でございます。

今回の台風により床上浸水の被害を受けた紀宝町や御浜町の方や、農地への土砂や流木の流入被害を受けた皆さんというのは、6年前にも同じように厳しい被害を受けた方です。

神内川沿いの飯盛地区の皆さんが先月22日の被災以降、ぬれて使えなくなった家財道具を運び出す姿というのは、実に6年間に2回目ということもあって痛々しい限りでした。

相野谷川沿いの桐原や高岡、大里地区などでも、流木の流入や土砂の流入ということで、農家の方からは、またやでという深いため息が聞かれて、やり場のない怒りも感じられました。

災害が起こってからの対応は、もちろんしっかりとさせていただくのは基本なんですけれども、災害が起こらないように、起こさないようにぜひ河川の状況を把握し、そして対策をとることも重要だと思います。

今年7月に起きた九州の豪雨を受けて、国のほうが大量の土砂や流木の流れ込みによる住宅施設の大きな被害に対応していかなければならないということで調査をして、今、全国で中小河川2万カ所余りの調査の結果、被害が出るおそれがある場所が700カ所あり、国土交通省は3年程度でおおよそ3700億円をかけて安全性を高める取組をするということが載っております。

つまり、災害が起こる前に対策を打っていききたいということだと思っておりますが、そういった河川災害を未然に防止する総合的な治水対策についてのお

考えを県土整備部長に伺いたいと思います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** 河川災害を未然に防止する総合的な治水対策についての御質問をいただきました。

今回の台風第21号のような計画を上回る降雨による浸水被害については、河川の状況や内水の排水対策の状況など様々な要因があると考えております。

河川管理者といたしましては、河川整備をまず進めることが重要であり、現在16河川で改修工事を行っております。

河川改修工事は、計画水位、川幅のほか、工事の種類、施工場所や整備する施設の機能などを河川ごとに定めた河川整備計画に基づき実施しております。現在、次の整備に向けて神内川など4河川の計画策定に取り組んでいるところです。

例えば、神内川の整備計画では、今回の台風第21号による被害状況を踏まえ、地元紀宝町とも協議を行いながら、有効な対策について検討していきたいと考えております。

なお、河川改修事業着手までの間には、即効性のある対策として、河川堆積土砂の撤去や樹木の伐採も実施していきたいと考えております。

また、施設では守りきれない洪水は必ず発生するものへと意識を変革し、社会全体で備える水防災意識社会の再構築のため、国、県、市町が連携し、水防災協議会を設置して、総合的な治水対策について検討を進めております。

この協議会において、住民の避難に資する取組として、各地域の水害対応タイムラインの検討を進めております。また、今まで水位計が設置されていなかった河川についても、低コストな危機管理型水位計の設置を協議会において提案し、市町と適切な設置場所を検討していきたいと考えています。

以上でございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○**11番（藤根正典）** 御答弁ありがとうございました。

神内川の名前も出していただきましたけども、今年6月に実は地元の方と

一緒に危険地域も回らせていただいて、その様子については熊野建設事務所にも要望させていただいているところなのですが、これからも砂防堰堤の計画もあるということを知っておりますし、複数の堰堤で土砂どめをしていただいたら、下流の浸水対策も進むというようなことも思っておりますので、大きく期待をさせていただきたいなというふうに思います。

とにかく地域は高齢化もしておりますので、実際になりわいとして農業をやっている方も災害に遭うたびに意欲を減退してしまうというところはございますので、そういったところも含めて県土整備部と農林水産部、そして防災対策部と連携しながら、河川をできるだけ災害を未然に防ぐ、災害が起きても、その被害を低減するといったようなところの取組を引き続きお願いすることを申し上げまして、私の一般質問を終結させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続いたします。28番 村林 聡議員。

〔28番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○28番（村林 聡） こんにちは。度会郡選出、自民党会派の村林聡です。

今回は9分割と盛りだくさんでありますので、早速質問のほうへ入らせて

いただきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

大きな1番として、地方創生の社会減対策についてというように置かせていただきました。そして、(1)人口流出対策について質問いたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の社会減対策においては評価がCとなっており、基本目標の達成状況は厳しいわけですが、若者の定着など人口流出への対策について、今後、どう取り組んでいかれるのかお伺ひします。御答弁、お願ひいたします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) 社会減対策、人口流出への対策についてどう取り組んでいくかという御質問でございました。

三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の社会減対策については、転出超過数の減少を基本目標に掲げ、全庁で取組を推進しています。平成28年の実績値は3597人となり、前年より改善したものの、総合戦略策定時に出発点とした3000人を2年続けて大きく上回る厳しい状況が続いており、危機感を持って取り組んでいるところであります。

平成28年度の検証レポートを取りまとめるに当たって、今年度、人口移動の状況について詳細な分析を行いました。

結果、転出者数はほぼ一定の水準で推移していますが、転入者数は減少傾向にあり、30歳から44歳とゼロ歳から14歳の年齢層、つまり働き盛りの世代であり子育て世代である親とその子どもたち世代の転入の減少が大きく影響していることが新たに確認されました。また、15歳から29歳の年齢層で、転出が転入を上回る状況が依然として続いています。

こうした分析結果から、本県の社会増減に特に大きな影響を与えている要因は、若者の都市部への進学、就職と企業における転勤等に伴う転出入だと考えており、転出超過を減少させるためには、学ぶ場、働く場の確保や魅力の向上が大変重要です。

一方、全国的な人手不足は本年に入って一層厳しさを増しており、三重県でも中小企業を中心に深刻な状況が続いています。県内の有効求人倍率は、

本年10月には1.68倍と高水準を維持しており、就業地別の有効求人倍率は全国で3位となっています。

こうした中、人口流出への対策として、これまで以上に地域社会や産業を支える人材の育成、確保に注力していく必要があります。県内には世界にも通用する優れた技術を有し、シェアの高い中小企業が多くありますが、そうした企業に働く場としての魅力をさらに高めていただくとともに、県内外の若者に広く発信していくことが重要です。

このため、引き続き、企業における働き方改革を促進することとし、特に人手不足が著しい分野、例えば観光業や運送業等における取組に力を入れていきます。また、次代の農林水産業を担う高い経営感覚を持った人材を育成するため、みえ農業版MBA養成塾やみえ森林・林業アカデミーの取組を進めるほか、県内のものづくり、成長産業の振興に向け、航空宇宙産業や食関連産業の人材育成に取り組めます。

さらに、進学時に選ばれるよう県内高等教育機関の魅力向上を図るとともに、課題解決型インターンシップを充実し、県内企業で働く魅力を体感してもらうことで、内外の若者に県内定着を促していきます。

社会減対策の目標を達成するためには、これらの取組を含め、あらゆる施策を総動員し、中長期の視点で着実に取組を推進していく必要があります。国や市町、企業等と連携しながら今後もしっかりと取り組んでまいります。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

あらゆる施策を総動員して、中長期的に取り組むというように御答弁いただきましてありがとうございます。

そういうことですので、ぜひ直近の傾向としては転入の減少ということが見受けられるということですが、やはり中長期の傾向をしっかりと見据えて、生まれた子どもたちが定着、定住できるような構造をつくっていくということを、これからもぜひしっかりと取り組んでいただきますように、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)として条件不利地域にしごとを創るという項目に入らせていただきます。

地方創生は県政の大きな柱です。まち・ひと・しごと創生総合戦略とありますように、仕事を創生する、働く場をつくらうとしています。特に人口流出対策、若者定住のためには、この働く場をつくるということがまず第一であろうと考えます。

であるとするならば、条件不利地域に仕事をつくるということにおいて、雇用経済部の果たすべき役割というのは非常に大きなものがあります。

そこでお伺いします。条件不利地域に仕事をつくるという雇用経済部の取組についてお聞かせください。よろしくお願ひします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長(村上 亘) 条件不利地域における仕事の創出について、雇用経済部での取組についてお尋ねでございました。

県南部地域など条件不利地域においては、少子高齢化の進展により人口減少が著しいなど、地域における経済活動への影響が懸念されております。

このため、地域資源を活用した産業の振興をはじめ地域の強みを発揮した産業構造の形成を目指す上で、多くの就業機会やビジネスを創出することが必要であるというふうに考えてございます。

雇用経済部としては、仕事をつくる視点から企業誘致の推進や創業、第二創業支援等に取り組むとともに、仕事を増やす視点から販路開拓等への支援を行っております。

加えて、仕事を守る視点から事業承継支援を通じた廃業の抑制など、市町や関係団体と連携をしまして、地域の仕事の創出や持続的発展に努めているところでございます。

企業誘致の取組としましては、県南部地域を対象としました地域資源活用型産業等立地補助金や、中小企業高付加価値化投資促進補助金の活用によりまして、尾鷲市内の水産加工施設の整備や、志摩市内の地域製品の販売機能を付加した宿泊施設の整備などの設備投資を支援いたしまして、地域での雇

用創出に取り組んでいるところでございます。

創業、第二創業支援や商品開発としましては、みえコミュニティ応援ファンド助成金によりまして、地域の創意工夫による新たな地域資源を活用するビジネスや地域課題を解決するビジネスの創出を支援しておりまして、御浜町産かんきつを使用したギフト向け新商品の開発、尾鷲市梶賀地区における体験ダイビングの事業化、南伊勢町での亜熱帯果物のパッションフルーツ栽培など新ビジネスの創出を支援しております。

販路開拓等への支援については、スタートアップ都市推進協議会を活用いたしまして、創業間もない事業者を対象としました首都圏でのマッチングイベントを12月4日に実施をいたしまして、Uターンして起業した紀北町の会社が地元で水揚げされた魚を加工した離乳食の新たな販路の開拓を支援したところでございます。

また、中小企業・小規模企業振興条例に基づき設置をいたしました伊勢志摩地域みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の販路拡大ワーキンググループの取組といたしまして、12月7日、四日市市内において伊勢志摩の食材、加工品を売り込むために、飲食店を対象とした商談会、美味しい伊勢志摩商談会 in 四日市の開催を支援しております。

このほか、三重テラスにおきまして特産品の販売や2階イベントスペースを活用した市町による特産品等のPRイベント開催などを通じまして、首都圏に向けた販路開拓を支援しております。

引き続き、市町や関係団体等と連携をいたしまして、条件不利地域における新ビジネスの創出や販路開拓等への支援、円滑な事業承継支援など、仕事をつくり、増やし、守る取組を推進してまいります。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

取組については理解できました。ありがとうございます。新ビジネスの創出、つくり、増やし、守るというような御答弁も先ほどいただいたところで

しかしながら、投資促進の優遇措置などを見せてもらっても、まだまだ規模が大き過ぎるのではないのでしょうか。もっと規模の小さいものまで対象にしないと、条件不利地域では仕事をつくり出すことはできないのではないかと思います。今、いろいろおっしゃっていただいたこと自体は評価できるんですけれども、ぜひそういう小さい規模まで対象に考えていただきたいということなんです。

現在の産業振興戦略は大きくもうけようとする方向性があるように見えます。何でもうけて、どうやってたくさん雇用を増やすかという考え方です。条件不利地域においては、それだけではなくて食べて行けるだけの現金収入を確保する、定住できるだけの現金収入を確保するという観点からの仕事の創出も必要であると考えます。もっと規模の小さいものの支援や、例えば半農半X、これは農林水産業と現金収入を補うほかの仕事とを組み合わせるといった考え方ですが、その組み合わせ先の仕事をつくり出すような取組をぜひともお願いいたしたいと思います。産業振興戦略の改定時期は、まだ先であるとしても、新しい課題としてぜひとも認識して、今おっしゃったような取組をその新しい課題を加えて、ぜひともしっかり進めていただきたいと強く強く要望させていただきたいと、そのように思うところです。

それともう一つ、要望させていただきたいんですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、条件不利地域での定住につながる働く場の創出について、雇用経済部が主体となった取組や指標が今のところないという現状です。ですので、今のような取組をぜひ今後見えるような形で取り組んでいただきたいと、これも重ねて御要望させていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

では、続きまして(3)へと移らせていただきたいと思います。定住の視点からの観光の産業化というように置かせていただきました。

まず、観光に対する基本的な考え方を申し述べさせていただきます。

よく南部地域などの条件不利地域の課題の解決策として、観光が挙げられるわけですが、私は根本的な解決策にはならないのではないかと考えており

ます。

なぜかといいますと、観光客として来ていただく皆さんに、地元の人たちは自分の地域のことを胸を張ってお勧めできなければならないからです。つまり、自分の地域を何も無いところだ、あるいは自分の子どもには外へ出ていってもらいたいと考えているようでは、観光で栄えるようになるとは思えませんし、またそうした問題を観光で解決しようとするということは、本末転倒になる危険があると心配してまいりました。それで、これまで余り質問などで取り上げてこなかったんです。

このことを踏まえた上で、現在、県が観光の産業化に取り組んでいただいている中、今回、自分なりに考えた、こういう観光の産業化ならよいのではないかという提案をさせていただきます。

まず、事例を三つ御紹介いたします。

一つ目は、度会町議会の主催で、町内の名所旧跡などの地域資源を回って、歴史や文化を勉強するという機会がありました。私には、大変興味深くおもしろかったです。

映写資料をお願いします。

(パネルを示す) 議員の皆さんのお手元に配付の資料とはちょっと順番が前後いたします。申しわけありません。

例えば、この立岡城です。ごく小さな山城で、丘のような感じさえするのですが、ごらんのように、規模に比べて防御施設の充実ぶりに驚かされます。城主については不明なのですが、わざわざ地元の言い伝えに城主については詮索するなどあるそうです。個人的にこれはお金を払ってもよいと思える体験でした。

映写資料、ありがとうございます。

二つ目は南伊勢町方座浦浅間祭の前夜祭です。映写資料をお願いします。

(パネルを示す) 男たちがごらんのような化粧をして、何か私は余り化粧しても変わってないような気もしますが、列を組んで踊っていくんですね。

次の映写資料をよろしくをお願いします。

(パネルを示す) こうやって列を組んで市場のところまで踊っていき、踊りが最高潮に達したところで海から盛大に花火が打ち上げられるという、この祭りに参加するために帰ってくる若い人も多いという元気なお祭りであります。もし受け入れてもらえるのであれば、楽しいと思うのであります。

映写資料、ありがとうございます。

三つ目は南伊勢町五カ所浦の愛洲移香齋さんと伝肥後疋田新陰流です。

愛洲移香齋さんのお話はこの議場で以前にしたことがあります、簡単にもう一度いたしますと、剣術、日本刀、刀を使う剣術の流派が日本中にたくさんあるわけですが、それらの流派のもとをたどっていくと、最終的には三つに絞られる、収れんすると言われていています。そのうちの 하나가愛洲さんの開いた陰流なのです。その愛洲陰流は残念ながら現代には伝わっておりません。

しかし、愛洲陰流に最も近いんじゃないかなと思われる伝肥後疋田新陰流というものが五カ所浦に伝っております。

それを私も習って稽古しているのですが、先月11月、先生から何か外務省から頼まれて外国の人に披露することになったので来てほしいと言われたんですね。

そのときの写真がこちらです。映写資料をお願いします。

(パネルを示す) 愛洲の館にてまず歴史の説明があり、展示資料を見てもらって型の披露をいたしました。

次の映写資料をお願いします。

(パネルを示す) その後、うちの流派の一番基本的な型を体験してもらいました。正式な弟子以外の方に教えたのは初めてかもしれません。

後で県や町に問い合わせたところ、これは駐日各国外交団の視察だったとかでびっくりしたんです。中に大使の方が4人ぐらいおられたということで、うちの先生は安全な袋竹刀というものだったんですけど、これでフリーでたたき合いをしようとしてまして、ひょっとしたら外交問題になったんじゃないかと冗談で思ったりもしました。人によって非常に深く理解してもらえて

いましたので、個人的にはこれだという手応えがあったのでした。

映写資料、ありがとうございました。

この三つの事例のような体験を本物志向で提供する。

そして、ハイ・バリュー、ロー・インパクトで提供してはどうかと考えます。このハイ・バリュー、ロー・インパクトというのは、自民党会派で視察いたしましたブータンという国において学ばせていただいた考え方です。

ハイ・バリューとは、ブータンの価値を認め、1日250ドル以上使ってくれる方々にのみ来てほしいと。ロー・インパクトとは、それによって自然環境や自国の文化などへの悪い影響を最小限にとどめるという意味です。

ブータンでは、こういう明確な戦略を持って観光を進めておられました。

本物志向プラス、ハイ・バリュー、ロー・インパクトという、このような方向性で現金収入を補う地域の仕事をつくる、大きくもうけることはできなくても、食べていけるだけの現金収入、定住できるだけの現金収入を得るための仕事の組み合わせの一つになるのではないかという御提案でございます。

そこで伺います。私からの提案も含めて定住の観点からの観光の産業化についての御所見はいかがでしょうか。御答弁、よろしくお願いいたします。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 定住促進を図るため、地域における観光資源や体験メニューを活用した観光の産業化に取り組み、地域住民の所得を補えるようにすべきと考えるがという御質問について、お答えさせていただきます。

県内での定住促進を図るためには、仕事の創出や産業の育成を進めるとともに、働く場の魅力向上や選択肢の拡大に資する取組を進めることが必要です。

その際、三重ならではの一次産品や観光資源、歴史、文化などの優れた地域資源を活用し、交流人口の増加を図っていく視点が重要であると考えています。

一次産品を活用した仕事の創出として、例えば南伊勢町では、農林水産部が取組を進めている農山漁村地域での子どもの体験づくりを支援する事業を活用し、タイの餌やり体験や塩釜焼き体験を旅行商品として磨き上げ、観光局がみえ取材相談会でメディアに紹介するなど、旅行商品の定着化に向け情報発信の面でサポートしています。

さらなる魅力ある仕事の継続的な創出に向け、地域に埋もれている魅力を発掘し、磨き上げを行うためには、地域で活躍されている方々が中心となり、行政や観光事業者だけでなく農林水産業者や商工業者、飲食店などと連携し、地域一体となって取り組んでいく必要があります。

日本版DMOでは、地域に埋もれた資源を地元のより多くの方々に参画いただき掘り起こしを行い、連携することにより商品化することが役割の一つです。

今後も各地域でDMO候補法人の登録に向けて支援を行うことで、地域の稼ぐ力を高め、仕事の創出につなげていきたいと考えています。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

優れた地域資源の発掘、磨き上げのためには、地域一体となって取り組む必要がある。そのためには日本版DMOというものを進めてどうなのかと考えておるといふふうにお聞かせいただきました。

日本版DMOというのを現在、県は取り組まれておるのは存じ上げておるわけですし、その先にある可能性としてそうした地域住民の所得を補うという言い方をさせていただきましたけれども、そういう仕事の創出もあると県として認識していただいとるんだなというふうに理解させていただきました。

そういうことでしたら、ぜひともこれから長期に見たときに、方向性、ビジョンとして、そういう取組が合っているのかということを含め、日本版DMOを進めるに当たって、ぜひそうした先を見据え、視野に入れ、意識していただきたいとよろしく願いいたしまして、御要望とさせていただきます。どうかよろしく願います。期待しております。

では、(4) 集落機能の維持に向けた市町への支援というように置かせていただきました。

地方創生における守るべき価値とは、既存の集落の中で受け継がれてきた伝統や文化、営みそのものであると考えています。この考えは、総合戦略の改定時に一定汲み取っていただきました。ありがとうございます。

そして、なぜそこに集落があるのか、なぜそこに長く人が住んできたのかということには意味があるのです。

ところがです。せっかく地域に残った若者や移住してきてくれた方々が家を建てるときに、既存の集落の中ではなくて集落の外、幹線道路沿いなんかを選んでしまうんですね。集落の外に家を建ててしまう理由というのは何ですかねということで、何人かから聞きとったり意見交換もしたんですけれども、例えば上がってきた話としては集落の中に土地がない、現代の生活様式に合わない、あるいは海の近くですと津波浸水予想地域外を選びたいからというようなことなどなどなんですね。

よって、ここで提起、提案をさせていただきたいと思います。

農山漁村において、若者定住を実現させるためには、既存集落の再開発事業が必要である、そのように提起いたします。

例えば、もともと土地が少ない漁村においては、比較的その集落の中で高台にある、例えば2軒の空き家を買って1軒分の敷地として造成し直す。漁村においては駐車場まで徒歩15分なんてことはよくあることですので、道を広げ玄関そばまで車が入れるようにするなどです。

以上の提案を踏まえた上で、もう一つ申し上げます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の定住促進の項目を見ますと、県は消極的な待ち、待っているという姿勢になっています。市や町が始めることを待っているという姿勢だけでは、広域自治体の役割は果たせません。もっと市や町にアイデア、知識、情報などを伝えていく積極関与、積極支援の姿勢を打ち出すべきです。

それでは、お伺いいたします。県は集落機能の維持に向けてアイデア、知

識、情報などを市や町へ伝えたり提案し、一丸となって取り組んでいくような積極支援であるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、先ほど私から提案させていただきました既存集落の再開発について検討し、必要ということであれば、県から市や町へ提案いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。御答弁、よろしく願いいたします。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子）** 集落機能の維持に向けた市町への積極的な支援につきまして御質問を頂戴いたしました。

地域における集落は、生産活動や交流の場としてのほか、祭りなど地域の伝統文化の継承など、その営みの中で多くの役割を果たしています。

一方で、過疎地域等の多くの集落では、人口減少と高齢化の進展により、集落機能が急速に低下していることから若者の地域への定着を図るなど、集落を維持、活性化するための取組が非常に重要となっております。

県では、過疎地域等において、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や集落の活性化に資する取組について支援を行っております。

例えば、昨年度は南伊勢町における伝統行事継承の取組に参画し、集落のネットワーク化の支援を行いました。今年度は地域活性化支援補助金を活用し、度会町の登山道の整備など複数集落が連携した交流人口の拡大を図る取組に対して支援を行っております。

また、南部地域活性化基金を活用し、働く場の確保や若者の移住、定住の促進等地域活性化に向けた市町の取組を支援しております。市町の事業に県も参加し支援したほか、県と南部地域13市町の企画担当者による会議を今年度は毎月開催し、情報共有や意見交換を継続的に回数を増やして行うことで、集落機能の維持も含めた地域の課題について検討を深め、次年度の新たな事業提案につなげました。

集落機能の維持に向けては、地域により状況が異なることから様々な方策を考えるとともに、市町の意向や主体的な取組を尊重することが重要と考えております。市町との会議等の場を通じまして、議員からいただいた御提案

を検討させていただき、また新しいアイデアを提案するとともに、各地の先進事例や国の支援制度等について情報提供し、それぞれの市町の状況に合わせて方策をともに考えるなど、引き続き市町に寄り添って積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

集落は祭りなど営みの中で大変役割を果たしていて、取組は重要であると。市町との担当者の会議も毎月行っているし、これからも私の提案なども含めて検討して、しっかり緊密に連携していただくと、積極支援をしていただけるという大変ありがたい御答弁でした。ありがとうございます。ぜひそのようにこれからも、そして今のような、なかなか私の提案はハード整備の部分でもありますので、すぐに一朝一夕にということでは難しいかもしれませんが、その大変なハードルを市町と一緒に例えば突破していく、そのためにもし国のほうに何か要望することがあるのであれば、ぜひ一丸となって取り組んでいただきますように、どうかよろしく願いいたします。本当にありがとうございます。

以上で大きな1番を終わらせていただきまして、大きな2番、小規模県立高等学校の活性化取組を活かすためにという項目へ入らせていただきます。

ある地域で、その地域の人材を育成できなかったとしたら、その地域に果たして未来はあるのかという、こういう思いでこれまで小規模な県立高校を残せるようにと取り組んでまいりました。昨年度は教育警察常任委員会の委員長も務めさせていただきました。

そうした中で策定いただきました新しい県立高等学校活性化計画については、大変高く評価しております。本当にありがとうございます。

これの要点を一言でいうと、規模の小さな高校であっても地域とともに活性化に取り組むことで、残ることのできる道が開かれたということであると理解しております。現在、各地域の活性化協議会において、その高校へ進学を希望する生徒を増やそうと一生懸命取り組んでいただいている状況であり

ますが、このまま順調に生徒が増えますと、前期入試で不合格としなければならない事態も想定されます。

そこでお伺いいたします。まず、小規模校活性化取組の現状をお聞かせください。

また、活性化に取り組んでいる小規模校限定の話として、進学希望の生徒が増えた場合、その希望を生かせるような進路を実現できるような方策をぜひとも御検討いただきたいと考えますが、御所見はいかがでしょう。御答弁よろしくお願ひいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） まず、小規模校活性化の取組の現状、それから活性化の取組によって入学希望者が増えた場合に、その希望を実現するためにどうしたらよいのかというような御質問でございます。

小規模校の活性化については、今年3月に策定した県立高等学校活性化計画に基づき、1学年3学級以下の学校に協議会を設置し、地元の市町や産業界等の関係者、小中学校関係者、保護者等の協力を得て、学校ごとに活性化プランを策定しました。

これらの活性化プランに基づき、子どもたちの状況や地域のニーズを踏まえ、少人数の特性を生かして学力や社会性の定着、多様な生徒の進路実現を図るとともに、学校の魅力の発信につながるよう取組を進めています。

具体的には、生徒の進路実現に向けた地域の支援による進学対策や英会話等の補充学習、就職支援相談員の配置等の就職に向けた体制の整備、それから観光や一次産業、福祉など地域や学校の特色を生かした長期インターシップの実施、学校独自のコースや科目の設定、それから高校生が地域の行事や小中学校の活動に参加したり、学校の取組や生徒の学ぶ姿を市町の広報紙で特集を組むなど、そのような魅力発信を行っております。

今後、各学校の活性化プランに基づき、活性化の取組をさらに進めていくとともに、入学者選抜における前期と後期のそれぞれの募集割合については、地域や学校の状況を踏まえ、受検機会の保障に配慮しつつ検討していきたい

と考えております。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

検討していただけるということですので、ぜひよろしく申し上げます。ありがとうございます。

では、大きな3番、防災・減災についてへ移りたいと思います。（1）津波避難経路の検証というように置かせていただきました。

私は海辺の集落に住んでいます。県のMyまっぷランの取組だと思いうのですけれども、何度も集落内でワークショップを開いていただきまして、それに私も一住民として参加させていただいて、地図上で最寄りの高台までの避難経路を三つ考えたりいたしました。これは地域住民の津波避難意識を高める上で非常によい取組だと評価しております。

しかし、実はいまだに自分が助かるという自信が持てずにいるんですね。

といいますのは、自分で三つ考えた避難経路のそれぞれがどれほど安全なのか、あるいは危険なのかを判定したり、点検したりするという機会がないからなんです。

そこでお伺いします。津波からの避難について、Myまっぷランによる津波避難計画の有効性を点検、検証する機会を設けることができるよう、県の積極的な支援が必要ではないかと考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁、よろしく願いいたします。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） Myまっぷランによる津波避難経路の検証についての御質問であります。お答えをいたします。

Myまっぷランを核とした津波避難に関する三重県モデルは、住民一人ひとりが自らの命を守るための避難行動を考えることから始め、議員からも御紹介をいただいたところでありますが、タウンウォッチングやワークショップによる話し合い、さらには訓練を通じて住民主体による地域全体の津波避難計画づくりにつなげていこうとするものであります。

計画づくりのプロセスでは、避難場所、避難経路のほか、避難経路上の危険な場所や、避難に当たって住民が不安に感じることについて住民同士が共有をするとともに、家屋の倒壊や土砂崩壊のおそれがある箇所について複数経路を設定するなど、想定される様々なリスクへの対応を検討することとしております。

こうした取組により策定された津波避難計画は、作成後も訓練を重ねまして、また、実際の災害による教訓などを踏まえ、点検と見直しを絶えず行っていくことが重要であり、地域住民と市町、県が一体となって取組を進めていくことが必要であるというふうに考えております。

このため、みえ防災・減災センターの教員や県の防災技術指導員が市町と連携をし、津波避難計画の作成とともに、作成後の点検、見直しについても支援をしていくこととしております。

今後は、市町等で行う避難訓練において、センターが育成をいたしましたみえ防災コーディネーターなどの防災人材の参画を促し、Myまっぷランによる津波避難経路の点検、検証を行うなど、地域の安全・安心が一層高まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

[28番 村林 聡議員登壇]

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

点検・見直しは重要ですし、防災コーディネーターがこれから支援していただけるという御答弁でした。本当にありがとうございます。

例えばですけれども、町が実施するような避難訓練のときに、前もって防災コーディネーターが、この道というのは崩れる場合もあるんじゃないかなというのは先に想定していただいたら、避難訓練の当日に、例えばここは今、崩れて通れませんよという看板が立ったり、どなたか人がおってほかの道へ回ってくださいとかというようなことがあると、それぞれが自分で考えて、またそういう高度な訓練を積むことで点検、検証につながるのかなと思いますので、そういうようなことも御提案としてまた考えていただければかと、よろしく申し上げます。

先ほど安全・安心につなげるということまで言っていましたけれども、おっしゃるとおり、私も地域に住み続けられるようにするためには、安心まで行かなければいけないというふうに考えておまして、ぜひ今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(2) のほうへ移させていただきます。台風時の降水量と潮位についてどのように置かせていただきました。

まず、さきの台風で被災されました皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

私は海辺の集落に住んでおるんですけども、さきの台風のときに、すごく潮位が高いなというふうに見ていました。堤防越しに見えている船の位置がすごく高いなと感じておりました。

報道によりますと、黒潮の蛇行でありますとか大潮の時期に重なったでありますとか、非常に勢力の強い低気圧だったからとか、低い気圧だったから、満潮時間も重なったからなどというような原因があるというふうに聞いております。

それで、素人ながら思ったんですけども、これだけ海のほうが高いと、川の水の流れていく先がなくなるんじゃないかなと。それで、河川の本川の水位が高くなれば、河川の支川のほうでも水の流れる先がなくなって水位が高くなるんじゃないかなと。

事実、スケールは小さいですけど、以前の台風のときに、私に住んでいる集落で、そういう浸水の仕方をした住宅がありました。

これまで風水害対策というと、主に降水量に着目してきたように思うんですけども、これからは降水量だけ、潮位だけというのではなく、降水量と潮位というこの二つはもっと関連づけて考えるべきなのではないかと感じた次第なのです。

そこでお伺いします。これからの風水害対策においては、雨量だけではなく潮位との関係にも着目して災害対策活動につなげるべきではないかと考えますが、御所見はいかがでしょう。御答弁よろしく願いいたします。

[福井敏人防災対策部長登壇]

○防災対策部長（福井敏人） 風水害対策において降水量だけでなく、潮位にも着目して災害対策活動を行う必要があるのではないかとの御質問でございます。お答えをいたします。

議員からも御紹介がございましたが、高潮は発達した低気圧などに伴い、気圧が下がり海面が吸い上げられ、また、強風により海水が海岸に吹き寄せられることから潮位が上昇する現象でありまして、満潮時と台風接近が重なった場合、浸水の危険性が一層高くなります。

台風第21号は、10月22日の夜遅くに本県に最接近しましたが、県内各地の降雨がピークを迎える中、満潮の時刻も重なることが想定される状況でありました。

このため、气象台等からの情報を踏まえ、災害対策本部を設置する前の早い段階から市町に対し、高潮に備え、海岸の水門、陸閘等の操作を迅速かつ的確に実施していただくよう依頼をしたところであります。

また、県民の方々に対しましては、防災みえのホームページやツイッターを通じて情報提供を行っておりますが、台風第21号におきましては、高潮への警戒が必要と判断をいたしまして、ツイッターによる注意喚起を7回実施したところであります。

このほか、河川水位に関するものや早めの避難行動を促すものなど、様々な情報を76回にわたってツイートをしたところであります。

今後の対応であります。防災・減災活動を時系列に整理した三重県版タイムラインについて、本年度中の策定を目指しており、潮位情報の収集や高潮に備えた水門、陸閘の閉鎖等の事前対策についても、行動項目とすることを検討いたしております。

さらに、来年度は三重県版タイムラインを踏まえまして、市町ごとのタイムラインの策定を働きかけることとしており、その中で洪水土砂災害対策とともに、高潮対策についても記載されるよう市町と議論を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

[28番 村林 聡議員登壇]

○28番（村林 聡） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

今後、潮位に着目した高潮のためのそういう行動計画、行動項目というのをタイムラインに入れていってもらえるということで、それ自体は大きな一歩であると思います。どうぞよろしくお願いします。

ただ、まだわからないのかもしれませんが、今、申しあげましたような雨量と潮位の関係についても、今後研究いただければというふうに思いますので、御検討、御研究いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

今、今後、タイムラインを市や町にも水平展開していくという御答弁もあったと思うんですけども、これまで災害の多かった市や町にはそれなりのノウハウが何か蓄積されているように感じるんですね。それに比べて、むしろこれまで災害の少なかった市や町、あるいは災害と無縁と思われるような市や町にこそ、ぜひ積極的に働きかけて、こうしたタイムラインの取組を展開いただきますように、どうぞよろしくお願いいいたします。御要望いたします。

では、続いて大きな4番へ入ります。新型インフルエンザや新たな感染症への備えというように置かせていただきました。

政治の基本は人の命を守ることです。先ほど防災・減災について質問いたしました。地震、津波、台風などの自然災害のほかに、たくさんの人の命が失われかねない現実的な災厄としては疫病が考えられます。

そこで質問させていただきます。新型インフルエンザや新たな感染症への備えについては、現状どうなっておりますでしょうか。お聞かせください。

[田中 功健康福祉部長登壇]

○健康福祉部長（田中 功） 新型インフルエンザ等の新たな感染症の患者が発生した場合の対応につきまして、県はどのような準備をしているのかについてお答え申し上げます。

感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関

する法律、いわゆる感染症法や予防接種法、検疫法等の感染症対策関連の法律に基づきまして対応することとしております。

新型インフルエンザが発生した場合については、感染症対策関連の法律に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる特措法に基づき、国等と連携して対応することとなります。

また、新たな感染症についても、感染症法に規定されている新感染症に該当し、全国的かつ急速な蔓延のおそれがある場合には、新型インフルエンザと同様、特措法に基づき対応することとなっております。

県では、新型インフルエンザ等の発生に備え、特措法の規定により、平成25年11月に三重県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したところでございます。

本計画では、発生の段階を未発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の5段階に分けまして、それぞれの段階においてとるべき対応を定めております。

未発生期の現時点では、市町や医療機関等の関係機関と連携した訓練の実施、医療体制の整備、抗ウイルス薬や防護服の備蓄等の対策を行っております。

県内において患者が発生した場合である県内発生早期では、患者の感染症指定医療機関等への入院措置、同居者等の濃厚接触者への外出自粛要請や健康観察、県民や事業者等への感染予防実施の要請など、感染拡大防止のための対策を行います。

その後の県内感染期では、ワクチン接種の実施や備蓄した抗ウイルス薬の活用等により、県民の健康、生活及び経済への影響を最小限に抑えるための対策を行うこととしております。

今後、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生に備え、発生時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関と連携した訓練の実施や抗ウイルス薬の備蓄等の対策を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[28番 村林 聡議員登壇]

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

基本的には法律に基づいて対応すると、非常に蔓延等の早い新型の病気が発生した場合には、新型インフルエンザ等の特措法の中で準用することもできるというような御答弁であったかと、そういうふうに理解させていただきました。聞くところによりますと、この新型インフルエンザ等の特措法のほうには優先接種の規定があるそうですね。医療関係者でありますとか生活インフラ、ライフラインなどを担っていただくような方々に、そういう優先的にワクチンなどを接種する規定があるというふうに聞いております。準用できるということなので少し安心しましたが、今後ともぜひ新型インフルエンザ等の新たな感染症への対策を引き続きよろしく願いいたします。

今後、さらに東京オリンピック・パラリンピックの開催などによって、海外から感染症が流入、発生するリスクが高まることが予想されます。また、オリンピック等の国際的なイベントでは、バイオテロに備えた感染症対策も重要だと考えます。

県におかれましては、今後、国とも連携し、バイオテロ等への対応も含め感染症対策のさらなる充実をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、最後の項目なんですけれども、大きな5番、がん検診の質の確保の質問へ入ります。

これは報道で見たんですけれども、青森県でがん検診の見落とし率が高いのではないかという記事がありました。このがん検診の見落とし率というものについては議論のあるところですので深くは触れません。どうやらこの問題の本質は、国の定める手順や基準のとおり、がん検診が行われているのかどうかということのようです。

そこでお伺いします。県内のがん検診について、国の定める手順や基準のとおりに行われているのでしょうか。現状や課題についてお聞かせてください。御答弁よろしく願いします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） がん検診の質の確保についての御質問でございます。本県の現状と課題につきまして御答弁申し上げます。

がん検診について、国はがん検診の質を確保するために、先ほど議員から御紹介ありましたように、詳細な検査手順や基準を示しております。その中で具体的には、例えば検査業務の実施下におきましては、胸部エックス線写真の2名以上の医師による読影でありますとか、あるいは市町におきましては受診者の情報管理や、精密検査が必要な者への受診勧奨などの具体的な項目をまとめております。

そういう内容が示されておりますけれども、市町におきましては検診業務を実施機関に委託するに当たりましては、これらを明記した仕様書に基づき、実施されることが大変重要となっております。

本県では、市町や検診実施機関が検診の質を確保するために必要となる項目をまとめたチェックリストを作成しておりまして、毎年度調査を実施しております。調査結果につきましては、がん検診の精度の向上を図るために設置いたしました三重県がん検診精度管理検討委員会におきまして、評価、検討の上、その結果を公表するとともに、評価の低い市町や検診実施機関に対しましては指導、助言を行っているところでございます。

先ほど青森県の事例の御紹介がございましたけれども、平成29年9月に公表されました国立がん研究センターの調査によりますと、検査手順などにつきまして、国が示しております項目を実施機関に対する委託の中の仕様書に明記した市区町村の割合は本県では80%と。しかし、全国の平均は約45%ということで低くなっておりまして、本県は高くなっております。

そういった現状でございますけれども、一方で市町の取組状況にはばらつきがあることから、市町担当者会議におきまして、検診の質の確保に向けた取組の情報共有を図るなど、今後も引き続き、市町の適切ながん検診の実施を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[28番 村林 聡議員登壇]

○28番(村林 聡) 御答弁ありがとうございます。

そのチェックリストをつくって実施してもらったということで、三重県は全国平均よりきちんと実施している率が高いという御答弁であったと思います。

また、市町にはばらつきがどうもあるという御答弁でしたけれども、ぜひそういうふうに県内の評価にばらつきがあるということであると、がん検診の質のばらつきがあるということになってしまいかねませんので、ぜひそういう低い市や町、またひょっとすると規模の小さい市や町なんかがこういうものを実施するのが難しいかもしれませんので、そういう市や町については特に丁寧な支援を行うことによって、がん検診の質の確保に努めていただきますよう、どうぞよろしく申し上げます。御要望させていただきます。

予定していた質問は全部終わりました、9分割もしてかなり濃密に議論させていただいたつもりなのですが、毎回少し余ることなんですが、せっかくの質問の機会ですので、結びに余談を申し上げさせていただきます。よろしいでしょうか。少しリラックスしていただいて。

モーガン・フリーマンさんという人がいますね。モーガン・フリーマンさんの「時空を超えて」というテレビ番組がEテレにあります。毎回、ややオカルチックなテーマをもとにして、しかしながら最先端の科学の専門家が様々な学説や見方を提供してくれるという番組です。

その中で宇宙が一つの大きな生命体であるという考え方がありました。

また、その考えからすると、海も一つの大きな生命体とみなすことができるんだそうです。拍動、鼓動は1000年に1回、北極と南極の水が入れかわるときだそうです。

そうすると、実は都市、大都市も生命体と見るができるそうです。都市の拍動は朝と晩、1日2回、通勤通学ラッシュということになるんだそうです。

ここからは勝手に私が考えたことなんですけど、大都市が生き物だとする

と、こいつは人、人間を食べるなあと。大都市は出生率が低いわけですから、ゆっくりとですけれども、中の人消化されていってしまいます。そして、お金を排せつするなあと。そのお金にまた人が誘われてという循環のさまは、まるで食虫植物のようであるなというように私には感じられました。そして、この日本の大都市はついに地方を食い尽くして、これからは外国の人々まで食べようとしているんじゃないかなと。この巨大生物を我々は制御しなければならぬんだなと。知事は立ち向かわなければならないという言葉を使っていたことがありますけれども、人口減少社会にですね、からんだなというふうに感じてました。

余談なんですけれども、今回は、あるいは今回もかもしれませんけれども、そのための質問にたくさん時間を費やしたつもりであります。どうぞ皆さん、これからも取組のほうをしっかりとよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 36番 館 直人議員。

〔36番 館 直人議員登壇・拍手〕

○36番（館 直人） 失礼をいたします。三重郡選挙区から選出をいただいております。会派新政みえの館直人でございます。

本定例会議の一般質問、最後の質問者となりました。インスタ映えはいたしませんし、ゴルフでいえばブービーメーカーでございます。22日の全員協議会のときに、知事のほうから寸どめをいただいたお約束の項目を入れてございます。

そして、1番の質問が終わるまで残り35分で仕上げたいなと、こう思っておりますので、当局はもちろんのこと、水谷副議長においても、よろしくそんたくいただけますようお願いをいたします。

お許しをいただきましたので、早速に質問をさせていただこうと思っております。大きく一つ目がスポーツの推進ということでございまして、その1がスポーツイヤー5年間の取組についてお伺いをいたします。

今年もはや師走に入りまして気ぜわしい時期となってまいりましたけれど

も、そこで今年の我が県のスポーツ界、これを振り返ってみますと、レスリング世界選手権でありますとかユニバーシアード、サッカーワールドカップ予選など、世界での大会はもちろんのことでありすけれども、国内の大会、大規模大会等々で、まさに晴れのひのき舞台上、三重県出身の大勢の選手たちが大活躍をしていただいたのは記憶に新しいところであります。まさに、私ども県民に勇気、夢、希望、元気、そして感動を与えてくれた年だなど、こう思っております。

また、こうした選手たちの大活躍に加えまして、県営陸上競技場であったりサオリーナなど施設整備が完了もしてまいりましたし、さらには今、四日市市のほうで中央緑地新体育館、これが施設整備工事が進んでいるということで、まさに鈴木知事が宣言されたスポーツイヤー元年というのは、順調なスタートを切ったのではないかなと、このように私は感じているところであります。

さて、来年はいよいよ全国高等学校総合体育大会、インターハイでありますとかボッチャの世界大会が、さらにその先には全国中学校体育大会、そして三重とこわか国体と三重とこわか大会などの本県を主会場とする大規模大会が控えているところであります。

そのような中、インターハイは、来年の7月から8月にかけて開催をされますけれども、そのPR、また機運醸成などなどには、高校生たちによります三重県高校生活動委員会、これを設立されて、まさに高校生が中心となってそれらの取組に積極的に頑張っているところであります。

私も先般鈴鹿市でありました世界柔道選手権3連覇、バルセロナオリンピック銀メダリストの小川直也さんを迎えて開催されたインターハイ300日前イベントに参加させていただきました。その高校生たちが、する、みる、支える、その立場を超えて、まさにインターハイは自分たちの大会なんだ、こんな純粋で真剣な取組に感動もしたところであります。

また、国体をはじめとする他の大会に向けても、関係者の皆さんが大会準備や競技力の向上など、様々な取組に格段の御尽力をいただいておりますこ

とに対し、心から敬意を表し、感謝をする次第であります。

今後は、特に国体の大会運営のための募金、また企業の協賛、そして、開催等の周知のための広報活動などの取組をどのように進めるかということが極めて重要なことである、このように考えます。

さらに、この間に開催されます東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ日本大会に向けたキャンプ地の誘致、このことも機運醸成の取組とともに、もう既に全国各地でし烈な誘致合戦なども始まっているというふうに関くところでありまして、これらの大規模大会を契機とした地域の活性化や人材育成等も今後の課題であります。

そこで、まずお伺いをいたしますけれども、スポーツイヤー5年間におけます、今、申し上げたようなことへの取組等の現状と対応方針などの考え方、思いについて、村木スポーツ推進局長と廣田教育長にお伺いをいたします。よろしくお願ひします。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） スポーツ推進の取組の現状と今後についてということでございます。

今年からの5年間を本県スポーツ推進の重要な期間と位置づけ、様々な取組を進めておるところでございます。その中でも、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功と三重県選手の活躍に向けて、現在、競技力の向上や大会準備等の取組を加速させているところでございます。

競技力の向上につきましては、先般の愛媛国体での男女総合成績が27位となり、目標の10位台を確保できませんでしたが、本県選手は大変健闘をし、手応えも確実に感じているところでございます。今回の成績を踏まえて、これまでの取組の成果や課題について、有識者等の意見も聞きながら今後の対策について検討をしているところでございます。

三重とこわか国体の準備につきましては、県内の全ての市町で競技を開催していただくこととなっております。

また、県民の皆さんに大会を支えていただく取組の一つとして、募金・企

業協賛基本方針を策定し、来年8月のスタートに向けて準備を進めているところでございます。

さらに、広報でございますけども、広報ボランティアの皆さんとともに積極的な広報活動を行っておりますが、先日、国体イメージソングを歌っていただく歌唱者を松阪市出身の野田愛実さんに決定をして、知事から委嘱させていただいたところです。今後は、この野田さんの歌声で県内各地でイメージソングが広がっていくことと期待をしております。

これらの取組のほか、大きなチャンスとなりますのは、間近に迫りました東京オリンピック・パラリンピックとラグビーワールドカップ日本大会でございます。

これらのキャンプ地誘致につきましては、県民のスポーツへの関心を高めるとともに、人と人、文化と文化がつながる絶好の機会と考えており、国や組織委員会に対して県内への誘致を強く働きかけるとともに、関係市町と連携し、スピード感を持って取り組んでおります。

また、来年9月には東京オリンピック・パラリンピックのフラッグが本県にやってまいりますので、こうした機会に多くの県民の皆さんに関心を持っていただけるようなイベントを企画したいと考えておるところでございます。

これらの取組を通じてでございますが、三重の将来を担う人材が育成され、地域が活性化していくことを目指しております。そのための指針として明確にさせていただいておりますのが、三重県スポーツ推進条例の規定に基づいて策定しております三重県スポーツ推進計画であります。

引き続き、計画に基づいた取組を進めるとともに、計画期間が平成30年度までとなっておりますので、平成31年度以降の取組について来年度しっかりと議論をさせていただいて、改善すべき点や新たに必要となる取組等を次期計画に反映させていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） インターハイに向けた取組の現状と今後、それから大

会への思いについての御質問でございます。

全国高等学校総合体育大会、インターハイは、高校生最大のスポーツの祭典で、来年7月26日から8月20日まで三重県を中心に東海ブロックで開催されます。

本県で開催される15の各競技種目別大会については、会場地8市町実行委員会と連携し、選手が十分に力を発揮してプレーできる環境の整備や宿泊先の確保を進めています。8月1日に県営サンアリーナで行う総合開会式については、構成や内容もほぼ固まり、練習を始めているところです。また、県内の農業高校の生徒たちがマリーゴールドやサルビアの試験栽培をするなど、会場を彩る準備を進めています。

高校生たちは、このほかにも支える立場から積極的に準備やPRにかかわっており、県内3カ所で実施した300日前イベントやカウントダウンボードの制作などに取り組んできました。

今後も高校生がイベントやケーブルテレビ、FMラジオなどで大会をPRするとともに、選手、監督、役員1万8000人にお渡しする記念品、伊賀組みひものミサンガの準備を進めていきます。

また、県教育委員会において、県内企業、団体を訪問し、大会公式ポスターや啓発グッズなどによるPRの依頼を行うとともに、高校生活動への支援について寄附のお願いをし、賛同を得てきているところです。

34万人と見込まれる来県者を温かくお迎えするため、伊勢志摩サミットやジュニア・サミット、お伊勢さん菓子博の開催を通じて得られたノウハウも生かして、様々な主体が力を合わせ県挙げての取組となるよう、一層の機運の醸成に努めていきます。

インターハイは、本県の5年間にわたるスポーツイヤーにおいても大きな位置づけとなる大会であり、市町や関係団体などオール三重の力を結集し、選手にとっては記憶に残る、応援など来県する方にとっては、また、三重に行きたいと思ってもらえるような大会にしたいと考えております。

〔36番 館 直人議員登壇〕

○36番（舘 直人） ありがとうございます。

インターハイについては、高校生自身は自分が高校生のときに三重県であったんやということがありますし、いろいろなことにかかわっていただくことによって、それが充実したものであればあるほど自分の宝物になるのかなど。そして、今度、国体を迎えるということですので、積極的な支援の手を差し伸べてやってほしいなと思いますし、また、インターハイは終わっていませんけど、次は全国中学校体育大会もあるわけでありますから、この経験を生かしていただきたい、心からお願いをしたいと思います。

全体の状況で今、どのように進んでいるかということがよく承知ができたというふうに思います。お二人の中でお話がありましたけれども、特に私が重要やと考えておるのが国体開催に向けた募金と企業協賛と、そしてキャンプ地の誘致だと、このように思います。

国体募金と企業の協賛ということで、またお願いすることばかりでありませうけれども、大会を安定的に運営するという、県民の皆さんが一体となって支えていただく、その意味からも重要な取組だというふうに考えます。

そこで、募金でありますけど、これも募金もただ単によろしくお願ひしますというふうにお願ひしても、しっかりとした根拠等をもとに目標額を定めていくことも必要なんだろう。真剣にお願ひしなければ、到底これが実現することはないと、こう思いますし、その目標額の設定はどうするか、いろいろな課題、問題があると思います。

また、企業協賛をいただくのも、これもどうやって進めていくかということ、見通しはどうか、いろいろなことを聞きたいわけでありませうけれども、これについては、また基本計画を今策定中だというふうにも聞いているところでもありますので、今、その取組状況はどうなっているのか、まずお伺ひをしたいということと、あわせて東京オリンピック・パラリンピックやら、今おっしゃっていただいたラグビーワールドカップのキャンプ地の誘致でありますけれども、その成果は本当に県にとっても大きなチャンスになってくるものであります。

市町と連携して、スピード感をもって対応するようなお話でございましたけれども、では、具体的にどこへどのように、また勝算はあるのか、またどのような成果を期待しているのか、このキャンプ地の誘致について実現に向けての方策、これを伺いたいと思います。

○**地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行）** まず、国体の募金、企業協賛の取組についてでございますが、先ほど申し上げましたように、来年8月からこの活動をスタートさせたいと、こう考えておるわけでございます。まずこれの人でございますけれども、県外から訪れる選手等をおもてなしの心で温かく迎える県民運動や、三重県選手の競技力の向上など多岐にわたっての使途が考えられるのかなと、こんなふうに考えております。

また、目標金額につきましても、本県より先に国体を開催いたしますそれぞれの先催県におきましては、募金、企業協賛合わせて5億円程度というふうな状況になっておりますので、これら各県の取組状況も参考にしながら、今後、国体準備委員会で検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

あわせて、多くの県民の皆さんに御理解と御協力をいただけるよう、取組を進めてまいります。

2点目のキャンプ地でございますけれども、これまで大使館であるとか、様々なルートでPRも行ってきたところでございますが、本年9月には知事のカナダミッションでトップセールスを実施していただいております。これを契機に、まずは本県へ視察に来てもらえるよう、カナダの各競技団体への働きかけを今も継続的に行っていると、そういったところでございます。

あわせて、国が推進いたしますホストタウン制度、こういった制度がございますので、この制度に登録が認められた市町に対しては、事前キャンプ地の実施経費への一部財政支援制度がございますので、こうした制度の情報提供も含めて、より多くの地域でキャンプが実施できますよう、市町に対してはより積極的に関与させていただきながら、一つでも多くの誘致実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

〔36番 館 直人議員登壇〕

○36番（館 直人） ありがとうございます。

募金、企業協賛については議論をされて、しっかりとした目標もつけながら頑張っていたきたいというふうに思って、注視をさせていただこうというふうに思いますけれども、キャンプ地の誘致、初め聞いていたのは、これは国が主導や、いやいや、参加チームやとずっと来てましたけども、ここへ来て基本的には市町が主体的に取り組むものなんだというふうな方向なんだろうと、こう思っています。知事のミッションによって、本当にキャンプ地の誘致ができる、実現ができるとなれば、やはりその地域は盛り上がりますし、県内全域にも波及効果といいたまいますか、いい影響が出てくるのは当然のことです。しっかりと市町を支援していただきたい。

そして、財政のお話も出ましたけれども、県として関係市町への財政支援など、より一層積極的に関与して、このキャンプ地の誘致の実現に向けて、しっかりと取り組んでいただくことを強く要望させていただきたいと思いません。

続いて二つ目が、これこそ私が今日は知事と議論をさせていただきたいという、その後の話でございます。

平成26年12月24日、クリスマスのプレゼントのような形の中で、三重県スポーツ推進条例が公布されて、その前文には、「スポーツの持つ価値を最大限に活用し、県民の自主的かつ主体的な参画を得ながら、スポーツを通じた人づくり及び地域づくりを推進することが必要である」と、このように高らかにうたわれてきています。

先ほども申し上げたようなインターハイも国体も東京オリンピック・パラリンピックなども、全ては将来の人づくり、また地域づくりのためであると、私はこのように確信をしております。

ですから、本当に大切に重要で大事なものは、これらの大規模大会を通じて、みる、する、支える、その人の広がり、これが県民の力を結集した元気

な三重づくりをしっかりと実現すること、このようにも思うところであります。

スポーツイヤー、これの一応の締めくくりである国体が本当に大成功に終わった後、その財産を次の世代にしっかりと確実に継承すること、これは私たちの当然の使命であります。それは国体が終わってから取り組むのではなくて、これまでも、そしてこれからもしっかりと真剣に取り組んでいかなければならないことでもあります。

前回のみえ国体で生まれた貴重ですばらしい多くの財産、今、本当にどれだけ残されているのだろうかということが私、最近、よく強く感じることでございます。今度こそ長く残る財産を生み出すことは絶対に必要なことだ、このように考えております。

あわせて、予算の確保であったり組織体制の整備についても、国体後を見据えた考え方が絶対に必要であると、このようにも思います。

また、県庁の組織について、先般の全員協議会のときの知事に寸どめをいただいたときにも、ちょっとさわりは申し上げましたけれども、三重県スポーツ推進条例の本旨を踏まえ、スポーツを通じた地域の発展ということも大前提にしながら、将来に財産を残すためには、将来につながるその組織づくりも、また重要となってまいります。国体などの大規模大会を目前に控え、それに向かった組織体制とすることは理解はできますけれども、その先を見据えた組織のあり方も決して見失ってはならない、このように思います。

そこで、お伺いをさせていただきますけれども、国体後の人づくりと地域づくりをどうするのか、財産をどう残すのかということについて、ビジョン等について何をこれからしていくべきかということを鈴木知事にお伺いをしたいと思いますし、あわせて国体終了後も踏まえて、今後様々な取組を進めていく上での予算の確保や組織体制のあり方についてのお考えも、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） スポーツイヤー５年間のその後を見据えた取組や考え方

について御質問いただきました。

先般、三重県体育協会創立70周年記念式典に参加させていただき、これまで本県スポーツの推進に多大な御尽力をいただいた皆様方にお会いすることができました。

参加された皆様方に接し、前回みえ国体での御苦労などを目の当たりにしたとき、本県スポーツの推進にまつわる長い歴史に思いをいたすとともに、深く感謝を申し上げたところであります。

そして、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功はもちろんのこと、その後を見据えたスポーツ推進の取組をさらに進めていく決意を強くしたところであります。

このような現在行っている両大会の成功や未来に向けたそれぞれの取組は、両大会の開催を一過性のものとせず、する、みる、支えるといった経験を確実に将来の財産として残すことを当初より強く意識しています。そのことで、三重県スポーツ推進条例が目指す姿である県民の力を結集した元気な三重の実現につながるものと考えております。

例えば、これまで進めてきた施設整備も当然なんですけれども、今やっている取組の中で、ジュニア選手の育成、発掘、指導者の確保、養成というのが、いろんな取組の中では最も優先度が高いものの両輪であります。それはその大会の成功の後をまさににらんで、活躍する選手や指導者をつくっていききたいということですし、特に今回、アスリートの就職支援をやっています。これも国体までおってもらったらいいいというのではなくて、その先も三重県でトップアスリートとして活躍してもらい、そういう環境をつくるような就職支援というのをやっていますので、現在力を入れている競技力向上のための様々な施策は、全て将来を見据えて取り組んでいるものであります。

これらの施策は、三重県体育協会をはじめとした各競技団体や関係の皆さんと深く連携し、一体となって取り組むことにより、成果を上げてきているものと確信しており、将来にわたっても必ず大きな花が咲き続けるという強い思いで進めています。

こうしたことも踏まえ、今後の本県のスポーツ推進体制については、先般も組織の見直しにかかる提案をさせていただきましたように、両大会の成功を最優先としつつ、引き続き地域スポーツと競技力向上の分野を所管する次長を設置し、その次長の部分においてスポーツをその地域づくりや人づくりにつなげていく大会後をしっかりと見据えた取組も加速していきたいというふうに思っております。

今後開催される大規模スポーツ大会等を通じて、次世代を担う多くの若者が活躍することと思います。今後も、彼ら、彼女たちの経験が将来の財産となって長く残るような様々な取組を進めていきたいと考えております。

あわせて、予算確保や組織運営についても、国体後のスポーツを通じた元氣な三重づくりを絶え間なく進めていけるよう取り組んでまいります。

それらのきっかけとなるのが、先ほどスポーツ推進局長も答弁させていただきました平成31年度からスタートするその大会のさなかと、それから大会後を見据えたそういう計画づくりになってこようかと思っておりますので、そういうところでレガシーをどう残すのかという視点でしっかり方向性を示していきたいと思っております。

〔36番 館 直人議員登壇〕

○36番（館 直人） ありがとうございます。

まさにおっしゃられたとおりでなんだろう、それを実現していただきたいなと思いますが、私も三重県体育協会創立70周年記念式典、参加させていただきました。多くの先輩がみえて恐縮する方ばかりでございまして、頑張ってきていただいた、それをしっかり自分たちが受け継いで、しっかりやらなければならない、そんな決意もしたところでありまして、そのような形の中で進めていただきたいなど、このように思いますが、組織に関してこの資料をいただいてきましたけれど、やはりあのときにも申し上げたように、スポーツの部門は知事の所管になった、そして三重県スポーツ推進条例はできたよねと。その流れで、やっぱりスポーツの推進というのは一番なんだろうと。これを採用せえというんじゃないんですけど、見やすいのでちょっとつくっ

てみましたけども（資料を示す）、この国体・全国障害者スポーツ大会局ですけれども、私は本部として置いて、もとはこの根本があるんですよ。しかしながら、いろいろ形のをしっかり取り組んでいくんですよというような形のことも一つの思ひかなということで示させていただきただけでございますので、これからも議論をやっていきながら、まだ年明けてですよ。それから決まる話でございますので、議論を深めたいというふうに思います。

そして、最後に知事にお伺いをしたいのですけれども、さっきもおっしゃっていただいたとおりであると思います。人づくりのこと。伺いたいというよりも、大体予定時間が来ましたが、その中で人づくりをするときに提案させていただきたいんですが、何がいいかなど。やはり一流の選手をつくることは、指導者の育成は当然だけれども、その指導体制を確立していかないとだめだよ。先ほど選手を発掘し育てるのもそうですけれども、そういったときに日本では何があんのやといったら、ナショナルトレーニングセンター、これがあります。

しかしながら、これはちょっと大き過ぎるよねとちょっと探してみましたら、福岡県にあるんですよ。福岡県は平成2年にとびうめ国体、国体をやって、それを記念して福岡県立スポーツ科学情報センターというのを建設した。それで、その中で何をやっているかということ、研修研究はもちろんのこと、スポーツの普及促進、情報提供、そして国体サポートプロジェクトといって国体は8位以内を目指すんだということを目指して、目的に立てられたそのプロジェクトをやってみたり、総合型地域スポーツクラブ、これは当然のこと、福岡県タレント発掘、また基金の事業もここやってみえるんですよ。けれども、こういうものもこの国体を記念して整備がされていって、一つの方向性を示す一つの方向なんだろうと。

三重県で言えばどこになるのかなということ、やっぱり三重県体育協会のある鈴鹿一帯のところで、例えばスポーツマンハウスがあって、そこを利用するとか、一部は施設の整備はしなければなりませんけれども、そんな形の中でこの次代を背負っていく、担っていただく、そんな人づくり、そういうよ

うな形のものでも進められるのではないかなというふうに思いますので、このことも記念をして行える事業の一つとしてお考えをいただけたらという思いを持って、提案をさせていただきたいと思います。

大体2分以上です。

続きまして、大きく二つ目の質問に入らせていただきますけれども、これは平成26年4月1日でありましたけども施行されて、今年で4年目を迎えます三重県中小企業・小規模企業振興条例について、施行からこれまでの検証や改善を行いながらの取組の成果と来年度に向けた検討事項等について、お伺いをさせていただきたいと思います。

さて、今さらではございますけれども、県内の中小企業、小規模企業は、企業数の99.8%、そして従業員総数の88.7%を占めていただいております、三重県の雇用や経済、社会、これを力強くお支えをいただいているところであります。

この極めて重要である皆さんがまさに元気にならなければ、地域はもちろんのこと、県政の元気にもつながらない、このように言っても過言ではないと思います。

このような中、本条例は、中小企業、小規模企業の振興を県政の重要課題と位置づけて、社会経済情勢の変化にしっかりと対応するための必要不可欠な支援を迅速かつ的確に実施するという本県の産業振興にとって欠くことのできない条例に、もう今はなっているんだと、このように思っています。

(パネルを示す) これは三重県中小企業・小規模企業振興条例第3条のこの条例の持つ基本理念であります。その一つは、中小企業、小規模企業の主体的な努力を促進すること。二つ目が中小企業、小規模企業が、地域社会の形成及び維持に寄与している役割の重要性に鑑みること。三つ目が小規模企業に対して、きめ細かく支援すること。そして、四つ目が関係機関と連携、協力することのこの四つを基本理念に掲げて、様々な支援を展開しているところであります。

そして、本条例が施行されてから3年が経過したということから、昨年度

末、今年の3月でありますけれども、所管の委員会において、この三重県版経営向上計画の認定企業を対象にして実施されたアンケート、その調査を活用して、条例に基づきますその取組状況の検証結果や課題が報告されたと、このように伺っているところであります。

それを見せていただいて、その概略意見を私なりにまとめてみますと、条例にうたわれている各々の施策は中小企業や小規模企業に本当に効果的に活用されていて、経営の向上に役立てる、本当に一定の成果があるんだなということが認められました。

他方、その成果はといいますと、やはり個々の企業や事業者にとどまっていて、地域全体を巻き込むまでには至っていないということが見えます。加えて、その振興には切れ目のない継続的な取組は不可欠でありまして、県内5地区に設置された、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会を通じて、地域課題や経済情勢の変化等に応じたきめ細かな支援や効果的なPR、利便性の向上など、市町や商工団体、金融機関等と連携、検討していくとのことであると、このように読み取ったところであります。

本条例が施行してから4年が経過しようとする中で、国際競争の激化というのはより進み、国内においては深刻な労働力不足の問題が顕在化するなど、本県を取り巻く経済情勢等も刻々と変化している状況にあります。

このような状況変化の中で、企業に寄り添った支援を継続的に行うには、条例に基づくそれぞれの施策や支援策をバージョンアップ、そしてグレードアップして、真に求められる支援策を積極的に展開をしていかなければならないと、このように考えます。

そこで、この条例の検証結果や地域の課題、経済情勢の変化などを踏まえ、今年度はどのように中小企業、小規模企業の振興に取り組んでいるのかをまずお伺いいたします。よろしく申し上げます。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づく取組の検証結果や経済情勢の変化などを踏まえて、今年度の中小企業、小規

模企業の振興にどう取り組んでいるかというお問い合わせでございます。

昨年度は、地域の関係者が一堂に会し、中小企業、小規模企業が抱える課題の把握、解決策の検討等を行うために県内5地域に設置をいたしましたみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会における意見や、企業ヒアリング、アンケート調査結果等を踏まえまして、条例に基づく取組の検証に取り組んでまいりました。

今年度は、検証により課題として浮かび上がった、一つ目としまして協議会、ワーキンググループ活動の活性化、二つ目としまして条例及び条例に基づく施策の効果的なPR、三つ目としまして事業者にとっての施策の利便性向上、四つ目としまして後継者不足への対応等について、新たな取組やこれまでの取組のバージョンアップを進めているところでございます。

協議会の活性化につきましては、評価、助言機能を高めるため、協議会における意見等の施策への反映について、情報共有等を新たに始めました。また、ワーキンググループ活動を活発化させるため、他地域の取組状況を共有すること等により、各ワーキンググループの検討の幅を広げ、開催回数の増加につなげました。

条例及び条例に基づく施策の効果的なPRにつきましては、商工団体、金融機関との連携に加えまして、三重弁護士会、三重県中小企業診断協会、東海税理士会県内支部など、新たな連携先を開拓いたしました。また、県内事業者における施策の活用が進むよう、商工団体の会報に成果事例等の掲載を行っていただいているところでございます。

事業者にとっての施策の利便性向上については、これまで三重県よろず支援拠点が定期的に県内各地域に出向きまして相談に対応してまいりましたが、常設のサテライト拠点を今年6月から桑名商工会議所内に、7月から松阪市産業支援センター内に設置をいたしまして、小規模企業等への相談体制の充実など、よりきめ細やかな支援に取り組んでおります。

三重県版経営向上計画についても、今年度から、より地域に密着した支援を行っている商工団体の経営指導員等が主体となった推進体制に移行しまし

て、アフターフォローの充実など、実際の経営向上に向けた支援を行うとともに、事業者が計画策定に取り組みやすくなるよう、審査方法の見直しについても検討をしているところでございます。

さらに、小規模企業にとって喫緊の課題でございます後継者不足への対応につきましては、公益財団法人三重県産業支援センターが事務局となりまして、8月に金融機関や商工団体、専門家団体、県等行政及び公的機関からなる三重県事業承継ネットワークを組成いたしました。

このネットワークでは、公益財団法人三重県産業支援センターと県が中心となりまして、今年度中に5年先を見据えた三重県事業承継支援方針（仮称）を策定するとともに、支援者向けの研修会や、商工団体や金融機関等が中心となり、事業承継ニーズを掘り起こす事業承継診断を行っているところでございます。

中小企業、小規模企業の振興には間断のない継続的な取組が必要であることから、今後とも協議会を通じまして、様々な地域課題や経済情勢の変化に応じたきめ細やかな支援、効果的なPRや利便性の向上等について検討を進め、市町や商工団体、金融機関等と連携をいたしまして、地域全体が一体となって取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔36番 館 直人議員登壇〕

○36番（館 直人） ありがとうございます。

御答弁いただきました。今、進めている施策の方向性というか、その詳細等々を知らせていただいたところでありますけれども、次はその重要なパートナーである商工団体などなどにちょっと調査をさせていただきながら、いろいろ懇談もし、課題について抽出というか、聞いてきましたので、そのことについてお話をさせていただこうと思います。

この条例で重要な目玉というのは、本当に何条として列挙されています。その一つに第20条があるんですけども、これは事業承継の支援ということで、このことについては9月定例会で中嶋年規議員が丁寧に議論されたので、ちょっとここは省かせていただいて、今日は本条例のもう一つの目玉施策制

度であります条例第16条の三重県版経営向上計画、これについてお伺いをしたいと思います。

(パネルを示す) これが三重県版経営向上計画でありまして、これは何ぞやといいますと、中小企業と小規模企業の皆さんの挑戦を後押ししながら、主体的にやる気を出していただくやないかというものであります。これはステップ1、ステップ2、ステップ3とだんだん上へ上がっていくことによって、だんだん大きな課題、自分の抱える課題を解消していこうやないかというものであります。

ステップ1といいますのは、まず課題の把握や整理をする。これは自社の経営課題を解決しようとする計画を策定いただく。ステップ2は、実施計画を立てていただく。これは経営課題の解決に向けて取り組もうとする計画を策定いただく。ステップ3、これは、実施計画を本格的に実行するというところで、経営課題に対する解決策を本格的に実施しようとする、その計画を策定いただく。この各段階に応じて作成する計画を知事が認定をしていただいて企業の自立を促そうとする、まさにこれは三重県独自の制度であるわけでございます。

そして、この計画のこれまでの認定件数の実績がこの表であります。

(パネルを示す) これは今年の11月末現在の数値で集計をいただきましたけれども、平成26年度から29年度11月末までの4年間の認定件数、その累計であります。先ほどのステップ1は170件、ステップ2は799件、ステップ3は30件と、このような状況になっております。

そして、認定件数の約9割の方が小規模企業の皆さんであって、本当に様々な業種でこの制度を活用いただいているというのがわかってまいりました。

先ほど質問をさせていただきました条例施行3年間の検証結果の中でも、このステップ1については、これまで曖昧であった経営課題が明らかになったとか、ステップ2では、専門家からの助言をいただきながら、よいパッケージができ上がり、販路開拓が進んでいったということで、まさに企業の

ヒアリングからも本制度を評価いただき、うれしい、これはいいことやという、こんな声もあるところでありますけれども、この制度を支え、推進をしていただいております商工団体等の皆さんからいろいろな意見をお聞きし、調査をしたその結果であります。まず全体的にこの制度についてであります。行き当たりばったりの経営ではうまくいくものではないんだ。だから、将来にわたって事業を継続させ、目標を達成するためには、そこに至るロードマップが必要であり、その役割を果たしてくれる、この経営計画を事業者に促す、この制度は本当にいい制度なんだと絶賛であります。これを使って頑張っていこうやないかという思いを大前提にして、大きく3点の課題、問題を指摘いただきました。

一つは、さっきも言っていましたけど、ステップ3の認定の少ないこと。これはちょっとどうやということでありまして、やはり認定条件が厳しいのか、また認定審査会に課題があるのかと、こんな指摘であります。

二つ目は、これまでに実施された支援策についてでありますけれども、活用件数が多いものが縮小され、なくなろうとしているし、活用件数が少ないものがそのまま継続されているように見える、またインセンティブの充実を図ることを今後の展開としているけれども、その具体的なものは何なんだろうと、その支援の内容は何かというちょっと指摘もあることは事実であります。

そして三つ目、フォローアップ等推進体制については、商工団体に対して経営支援員制度を導入し、経営支援の充実を図っていただいているけれども、本当に機能しているのかということと、経営支援員制度はこれまでであった補助員の方、また記帳専任職員という方がいるんですが、その職種の方を中小企業大学校でスキルアップを図り、経営支援員に登用はしているけれども、設置の人数は全然変わっていない、スキルアップしただけでしっかりとした推進体制になっているのかという声もあります。そしてもう一つは、小規模企業者は策定したその経営計画を推進するにしても、経営体質が脆弱なため、地域に密着した伴走型支援というのを望んでみえるのではないのでしょうか

ということも言われてみえました。そして、ステップ3の認定の増に向けては、ステップ3の位置づけの見直しが必要なんではないかということと、それとステップ2のように審査を簡素化し、そしてスムーズに認定するか、またハードルは高いけれども、認定を受けることによってインセンティブに魅力を与えるか、いずれかの方向へ特化してはどうなんだろうという御意見をいただいたところであります。

そして、何よりも注意をしなければならないのは、先ほど申し上げた最大の課題、問題は、商工団体の方からも、この認定件数の実績におけるステップ3の認定件数の少なさであります。

(パネルを示す) これを見ていただいてもおわかりのように、トータルで999件あるんですけども、ステップ3の認定はわずか30件、全体の3%しかないわけであります。先ほども申し上げましたように、ステップ1、ステップ2で課題を把握、整理し、実施計画を立てた。そして、その実施計画を本格的に実行しようとするステップ3が、この制度の中で非常に大事なみそであると、このように言っても間違いないと思うんですよ。この本来の計画を実行しようとするステップ3の認定企業が増えていくことこそが、条例の基本理念になる企業の主体的な努力を促進することとなり、ひいて言えば、このことが地域を、そして三重県経済を元気にしていくのにつながるんだと、このように確信します。

そこでお伺いをいたしますけれども、商工団体等から指摘のあった本制度についての課題、問題等についての思いや考え、またステップ3の認定件数が少ないことについて、どのように認識をし、認定企業を増やしていくためにどのように取り組もうとされているのか、お伺いをいたします。

[村上 亘雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長(村上 亘) 三重県版経営向上計画についてお尋ねでございます。

三重県版経営向上計画につきましては、企業の取組や発展段階に応じまして、いずれの段階からでも認定申請が可能となっております。ステップ1、

2は、財務指標を使わずに立てる経営計画であることなどから取り組みやすいというふうに思っておりまして、販路拡大や新商品開発などの計画を着実に実行することによって、企業の経営向上につながる成果が出ているところでございます。

一方で、ステップ1、2の段階から資金計画や収支計画を作成し、経営課題に対する解決策を本格的に実行しようとするステップ3に進むことは、企業の経営向上、そして地域経済の活性化の観点から大変重要であるというふうに考えてございます。

先ほど議員からも御指摘いただきました、本年11月末までに999件のうち、ステップ3は30件というふうになってございまして、全体の3%にしかなくていないという現状でございます。

また、企業から意見のございました、素人では計画をつくるのが難しいなどという企業としての課題とともに、ステップ3の認定について、審査期間が長い、ハードルが高い、インセンティブの拡充が必要など、商工団体からの意見について、県としての課題と認識しているところでございます。

このような認定状況や課題を踏まえまして、県としましてはステップ2からステップ3への移行を後押しするため、審査方法の見直しや支援策の拡充とともに、企業に対するフォローアップを図っていくこととしたいというふうに考えてございます。

具体的には、審査方法については、現在、関係機関とともに申請様式の簡素化や審査の標準化など、審査要領の改正や審査期間の短縮に関する検討を進めております。

また、今年度から三重県中小企業融資制度の小規模事業資金の中に、みえ経営向上支援扱いを新設したところでございます。市町が独自に創設した補助制度と連携するなど、支援策の充実に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

計画の推進体制につきましては、今年度から商工会、商工会議所の経営指導員と、それから御指摘ございました経営支援員、これはレベルアップを図

りながら、この指導員、支援員が主体となった体制に移行しまして、よりきめ細やかな支援を強化しているところでございます。

今後は、認定企業へのアンケート調査等の実施によりまして、計画の進捗状況や課題を把握するとともに、専門家派遣などによって計画の着実な実行を支援することでステップ3に挑戦し、自らの経営計画を本格的に実行する企業の支援を強化してまいりたいというふうに考えてございます。

〔36番 館 直人議員登壇〕

○36番（館 直人） 本当に申し上げたように、ステップ3に渡っていただいて、さあ、頑張ろうとやっていたと。それまでのステップ2の段階でも頑張っているんだと思いますけれども、やはりこの制度の中でのステップ3まで行っていただくことが必要だというふうに思います。

ほかにも申請から認定まで時間がかかり過ぎ、民間意識に欠けているんじゃないか、それとかこれは実際あった話で6月に作成して申請をし、8月末で認定を受けて、その計画に基づいて融資のお願いをしたら、11月末になってもまだ実行されていない、こんなんじゃ、それこそビジネスチャンスをなくしてしまうやないかというのは実際にあるわけで、それについては、それまでの中ではいろいろな議論をされて、その計画もできているわけですから、その融資の実行ができないというのは何なんだというようなお話もありますし、ほかにもいろいろ出てきます。これはまさに事業者というか、中小企業、小規模企業の皆さんが助けてくれというか、その計画をやろうという、その方たちはもちろんですけども、それを推進しようとする商工団体の関係の方々との間のいろいろな議論もあるはずで。また、現場のことが一番大事だというふうに思いますので、これからも一層バージョンアップ、グレードアップして、この制度を使っただきながら、この中小企業の皆様が、小規模企業の皆さん方が元気になるようなその施策、この条例に基づいてさらに進めていただきたい、このように思います。

次が生産性の向上に向けてでございますけれども、このことについては、特に中小企業、小規模企業が直面する大きな問題というのは人手不足、人材

確保、これがあるというふうに思います。私も地域等々歩いていてもこの話をよく聞くわけであります。

国の規模別、業種別の生産性に関するデータにおいては、大企業と中小企業との生産性の差が拡大していることや、非製造業の生産性が製造業と比較して低いこと、これは三重県の特徴とも言われているようでありますけれども、中小企業、小規模企業やサービス産業における生産性の向上への取組がより求められているというふうに国のほうも言っているところであります。

また、少子・高齢化に伴いまして生産年齢人口が減少する中、人材不足問題は今後恒常化し得る問題だと、このように認識をしていて、中小企業、小規模企業の実産性の向上も推進しているのが国であります。

県としては、三重県中小企業・小規模企業振興条例の第14条で、このサービス産業に携わる中小企業、小規模企業の実産性の向上に向けていろいろな施策を打ちますよと、このように言われているところであります。まさに、生産性が向上すれば人材不足への対応とともに、経済成長に大きく貢献できるものと、このように思うところがございます、そこでお伺いをいたしますけれども、県内の中小企業、小規模企業、殊にサービス産業における生産性の向上などについて、来年度に向け、また、来年度はどのような事業を展開されようとしているのか、お伺いをいたします。お願いします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） サービス産業の実産性向上についてお尋ねでございます。

県内のサービス産業は、全産業のうち事業所数で約8割、従業者数で約7割を占めるとともに、その多くが中小企業、小規模企業で構成をされております。

地域経済の循環や成長において、特に地域資源を活用した食関連産業や観光産業など、サービス産業は大変重要な産業となっております。

平成29年10月の本県の有効求人倍率でございますけれども、これが1.68倍になっておりますが、特に常用のサービス職の有効求人倍率は3.79倍という

ふうになっておりまして、サービス産業における労働力不足への対応が喫緊の課題だというふうに認識をしております。

このような状況の中で、伊勢市の老舗飲食店では、ビッグデータやオープンデータ等の情報をもとにしまして、来客数を予測するシステムを開発いたしまして、人材配置や食材準備に活用するなど、革新的な手法を導入して生産性の向上を実践している事例等も出ているところでございます。

県としましては、サービス産業の生産性向上を進め、業務の効率化に加えて、新たなサービスの提供や個性化など、高付加価値化を合わせて実施することで、労働力不足の解消のみならず、稼ぐ力の強化や地域産業の振興につなげていく必要があるというふうに考えております。

このため、来年度、サービス産業事業者の業種、形態に応じた事業の効率化、高付加価値化を図る取組を検討しているところでございまして、県内のサービス産業事業者における生産性向上を実現したいというふうに考えてございます。

なお、国におきましては、600兆円経済と一億総活躍社会の実現に向けて、人づくり革命、生産性革命に取り組むこととしておりまして、今まさに政策パッケージの策定が大詰めを迎えており、引き続き国の動向も注視をしながら、来年度において国の施策を最大限活用してまいりたいというふうに考えてございます。

〔36番 館 直人議員登壇〕

○36番（館 直人） どうもありがとうございます。

いろいろな取組をやろうとされているのも、やはりこの三重県中小企業・小規模企業振興条例を基本にいただいているものだというふうに思います。何条からやったかな。11ほどの施策が列挙できるという条例でありますし、それを使っていただいて、本当に生産性を上げていただくこと、そしてそこへ結びついていく問題があれば、その先ほどの第16条の三重県版経営向上計画に取り組んでいただきながら、本当に親身になって商工団体等と頑張っていただいておりますので、ともに力を合わせていただいて生産性の向

上、上げていただきたいなど、このように思います。

それでは、最後になりました北勢地域への教育旅行の誘致ということであり
ます。

教育旅行とは何ぞやというと、いわゆる修学旅行、林間学校、社会見学など
などでありますけれども、これらの旅行といいますのは学校の教科などで、
いわゆる授業では得られないことを外へ出て体験をしたり、歴史や文化等や
環境学習であったりとか、いろいろな形のことを体験しながらやることだ
というふうに思います。

かつての見る旅ではなくて、体験をして感じながら、それで得たものを実
生活で生かしていこうというのがトレンドやと、このようにも聞いておると
ころであります。やはりそういうことによって、この地域はこうなんだな
と自分の地域と比べることができる、比較ができる。そうすると、また魅力
もいろいろなものも発見ができてくるということが大きなことではないのか
など、このように思っております。

県内での教育旅行の状況はどうなっているのか、何か資料がありますかと
当局にお伺いしたら、あるんですね、これが。調査年度が平成24年度でし
たけれども、5年前ですが、修学旅行誘致意向実態調査というのがございま
した。

これによりますと、県内への修学旅行の入込数、宿泊者数で年間6万8000
人でした。団体数というか、学校数は930校。そのうち、小学校が9割を占
めていたというのが特徴かなと思います。

また、その行先となると、また9割が伊勢志摩地域なんですね。これは
よくわかるなというふうに思います。

ならば、北勢地域では考えられやんのかと、こう思ってしまいましたら、
昨年、伊勢志摩サミットがあって、その関連イベント、行事で大成功した
ジュニア・サミットがありました。G7各国の15歳から18歳の若者たちが北
勢地域を訪れてくれて、気候変動、また環境問題をはじめとする、全世界的
な重要課題について活発に有意義な議論を重ねてくれた。

そして、視察、体験、交流、この行事の中では、四日市公害と環境未来館、企業の先端技術研究所、鈴鹿サーキット、自然豊かな御在所岳、御在所ロープウェイ、ちょっと言い過ぎかも知れませんが、北勢地域をはじめとする県内各所を訪問していただいたところであります。

北勢地域では、このジュニア・サミットを契機として、修学旅行や社会見学など観光振興も視野に入れて、北勢地域の産業の強みを生かした教育旅行の誘致をしようという、そんな機運が高まっているんだと、このようにもお伺いをしたところであります。

もう時間がありませんが、来年度になりますと、北勢地域、殊に道路ネットワーク、新名神高速道路をはじめとする道路ネットワークが整備されます。

そこで、お伺いをしますけれども、このような条件が整ってくるこの好機を逃がしたらだめだというふうに思います。チャンスが大きく期待できる、この北勢地域への産業の強みを生かした教育旅行の誘致について、どのように考えられておるか、お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 教育旅行につきましては、宿泊、飲食、お土産購入などによる直接的な経済効果に加えて、学生時代に訪れた思い出の場所として将来の再来訪を見込めることや、体験学習や工場見学を受け入れる企業にとっても、企業、商品ファンを獲得でき、さらなる三重ファンやリピーター創出につながるなどの効果が期待できます。

こうした教育旅行の効果を地域の活性化につなげるよう、北勢地域では、次の三つのチャンスを生かし、教育旅行誘致を市町と一体となって取り組んでいます。

チャンスの一つ目は、議員からも御紹介がありましたとおり、北勢地域の誇る環境と産業をベースに、G7各国の高校生たちを受け入れ、ジュニア・サミットを成功裏に導いた実績です。

二つ目は、平成30年度の新名神高速道路等の開通により北勢地域への交通アクセスが大幅に改善されることです。

三つ目は、平成32年度以降の学習指導要領の改訂に、生徒自身が課題を設定し、議論する主体的・協働的な学び、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点が盛り込まれることですが、北勢地域では、既に多くの企業が工場見学、体験学習の受け入れを行っており、アクティブ・ラーニングを実践する場としてふさわしい環境が整っています。

これら三つのチャンスを生かした教育旅行誘致に向けた具体的な取組として、平成28年度は市町とともに誘致方針の検討、受け入れ事業者の調査、モデルコースの造成に取り組みました。

誘致方針については、北勢地域の強みである、ものづくり産業の集積や環境学習を生かした教育旅行内容とすること、それを訴求しやすい工業高校をターゲットにすることとしました。また、工場見学や体験を受け入れていただく、ものづくり企業25社、そして18の宿泊施設に参画いただくことになりました。

昨年度は、でき上がったモデルコースを、まず東北、山陰地方の工業高校7校にターゲットを絞り、ヒアリングを実施しましたところ、北勢地域を行先として検討したいとの回答をいただいた高校が4校あり、おおむね好意的な評価を得ることができたと考えています。

本年度は、ヒアリング結果を踏まえ、さらに受け入れ可能な事業者の掘り起こし、モデルコースのブラッシュアップ、学校関係者や旅行会社が具体的なプランを立てやすいパンフレットの作成に取り組んでいるところです。

パンフレットが完成する2月には、東北、山陰地方を中心に学校関係者や旅行会社向けのプロモーション活動を行う予定としています。

一方、県ではジュニア・サミットの成果を踏まえ、訪日教育旅行のニーズが高い台湾からの教育旅行誘致も平成28年度から展開しています。今年5月には、台湾の高校生が桑名工業高校を訪問し、食品サンプルづくり体験の交流行事を実施するなど、受け入れ実績が出始めているところです。

○副議長（水谷 隆） 答弁は速やかに終結願います。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 今後、北勢市町が一体となって取り組む

組織づくりを進めるとともに、国内外からの教育旅行誘致に観光の新たな切り口として取り組んでいきたいと思っております。

〔36番 館 直人議員登壇〕

○36番（館 直人） ありがとうございます。

よろしく申し上げますと申し上げながら、本当に地域が、県が元気にならなありませんので、ともに頑張りましょう。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

村林 聡議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○7番（稲森稔尚） 皆様、お疲れさまです。10分だけ皆さんの貴重な時間をいただいて関連質問をさせていただきたいと思えます。

村林議員の防災・減災についての関連質問ということで、特に要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の防災・減災対策についてということとで何点か質問させていただきたいと思えます。

この質問については、今年の2月24日の私、一般質問をさせていただいて、そのとき幾つか調査をしているという答弁もいただいていたところ、12月5日の中日新聞にも大きく掲載されてまして（新聞を示す）、「高齢者施設、避難計画を急げ岩手水害で義務化後も進まず」というふうな記事も見ましたので、どういうふうになっているかということをお伺いしたいと思います。

この2月に質問したときと何が違うかということなんですけども、水防法が6月に改正をされて、2021年までに策定率が100%ということを目指して義務化をされたということなんですけど、まず2月にお答えいただいたとき、調査中ということでした。避難計画の策定状況と計画をつくった後に、そのことを形骸化させないという意味でも大事だと思うんですけども、避難訓練の実施状況についてどのように調査されたかということをお尋ねしたいと思えます。

じゃ、現状だけ、まずお聞きします。

○健康福祉部長（田中 功） 土砂災害におけます避難計画の策定状況、それから避難訓練の実施状況でございます。

県では、昨年8月の岩手県での認知症高齢者のグループホームの痛ましい洪水被害を受けまして、平成29年2月に厚生労働省からの指示もありまして、土砂災害や洪水にかかります非常災害対策計画の策定状況、それから避難訓練の実施状況を調査しました。

その結果、特別養護老人ホーム等の、特に多い高齢者の施設に関しましてお答え申し上げますけれども、517施設ございまして、513施設から回答がありまして、計画を有している施設は336施設、65.5%、避難訓練の実施施設は256施設、49.9%となっております。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 今後、どういうふうに進めていくかということなんですけれども、2021年までに100%という目標を掲げていて、そういう要配慮施設というのは、高齢者施設だけにとどまらず、障がい者施設とか、あるいは学校とか保育園とか幼稚園とか病院とかいろんなところが考えられて、このことを市町村の地域防災計画の中に位置づけてもらうということが大事だと思うんですけれども、特に市町と一緒に力を入れて取り組んでいっていただくということで、この市町の例えば地域防災計画への見直しということもそうですし、あるいは介護施設で、今日もお話しありましたが、多忙化が深刻な介護事業所とかへの粘り強い技術的な支援ですとか、あるいは法律でも定められています、市町村に定められているんですけれども、事業者への指示ですとか、従わない企業を公表することとか、こういう強い対応ということもそれぞれ見据えながら市町と連携して、あるいは事業者と支援しながら取り組んでいくべきだと思うんですけれども、その辺、どうお考えでしょうか。

○健康福祉部長（田中 功） 高齢者施設等、配慮を要する施設への周知でございますけれども、現在市町の防災担当者や福祉担当者が出席します災害救

助法等市町担当者会議を毎年開催しておりまして、今年度は6月に水防法とか土砂災害防止法が改正されたことを踏まえまして、土砂災害のリスクであるとか、高齢者施設における避難計画の策定、あと避難訓練の実施について説明しまして、各施設への周知を依頼したところでございます。

今後こういった会議の機会を捉えて、市町とも連携して一層の周知に取り組んでまいります。また、福祉監査等々を活用して、現在もそうなんですけれども、施設に対しては、まず計画をつくるということが意識を持つということですので、必ずつくってくださいというお願いもしているところでございます。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） それでは、次へ行きたいと思います。

そもそもいつも思うのが、土砂災害警戒区域とか浸水想定区域の中で、特にやっぱりこの場所危ないなと、通りがかっていても思うような高齢者施設というのがあるんですけれども、他県では、北海道、秋田県、徳島県、福岡県の4道県では、そういうリスクの高い高齢者施設を移転させるというような、そんな補助金も作ったりしている、4道県で行われているということなんですけれども、こういう移転をさせるということも一つの重要な防災対策になってこようかと思うんですけれども、その辺をもっと検討していくべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、そういう計画段階からそこにリスクのある場所に、リスクのある方々を集めるということ自体を見直していかなあかんのかなというふうに思いますので、そういう計画段階からそういうリスクがあるんだよということをどういうふうにお伝えしていくのか、その2点、最後に聞かせていただけたらと思います。

○健康福祉部長（田中 功） 施設の移転に関して補助金とかを設けている県があるけれども、三重県はどうかということでございますけれども、三重県におきましては、土砂災害のリスクのあります施設の移転にかかる特別な補

助金はございません。

一方で、増床等一定の要件はございますけれども、特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設に対します創設、増築を支援する補助金であるとか、養護老人ホームの老朽化によります改築を支援する補助金はございます。

それから、そもそもリスクの高いところにそういう施設をつくるのはどうかということでございますけれども、高齢者の、要配慮者もそうなんですけれども、施設整備につきましては、サービスの必要性などを踏まえながら計画を策定し、整備を進めております。整備に際しまして、市町において防災上のリスクも十分に勘案した上で御判断いただいているところでありまして、今後も市町とも連携して防災上の観点もよくよく持ちながら、高齢者あるいは要配慮者にとって必要なサービスが提供されるよう、施設整備を進めてまいります。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） では、その辺もよろしく願いして、東日本大震災でも熊本地震でも、特に高齢者や障がい者の方が亡くなっておられる割合というのは物すごく多いわけですので、その辺、よくよく考えていただきますようお願いして、関連質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

請 願 の 取 り 下 げ

○副議長（水谷 隆） 日程第2、請願取り下げの件を議題といたします。

健康福祉病院常任委員会に付託いたしました請願第42号については、お手元に配付の請願取り下げ件名一覧表のとおり、請願者から取り下げ願いが提出されました。

お諮りいたします。本件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認めます。よって、本件は許可すること

に決定いたしました。

請願取り下げ件名一覧表

委員会名	受理番号	件名
健康福祉病院	請42号	国民健康保険の三重県単位化後も世帯の家計状況に十分配慮した保険料とすることを求めることについて

○副議長（水谷 隆） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（水谷 隆） お諮りいたします。明7日から20日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認め、明7日から20日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

12月21日は定刻より、本会議を開きます。

散 会

○副議長（水谷 隆） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時11分散会